

## 事業計画書

### 【注意事項】

1部あたり50ページ程度を限度に作成してください。

### 1 運営ビジョン

#### (1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

#### はじめに

我々が大切にしていることは「地域とともに歩む」という、住民の皆様に寄り添い地域の一員として、サポートしていくという姿勢です。所長、地域包括支援センター職員（保健師職・主任ケアマネジャー・社会福祉士）、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターの6職種（以下、「6職種」という。）を始めとする、地域ケアプラザのすべての職員が協力しながら地域支援を行います。担当するエリアの高齢者・子ども・障害者など全ての人々が、生きがいを感じ、お互いに協力し合うことができる地域共生社会の実現を目指し、これからも住民の皆様とのつながりを大切に、地域の中で、見守り、支えあう仕組みづくりのために、各専門職が協力・連携しながら伴走型支援に努めます。



本牧原地域ケアプラザ全景

#### 1 地域包括システムの推進

横浜型地域包括ケアシステム構築に向けた「中区アクションプラン」に沿って、地域の強みやニーズ等の情報を住民の皆様と共有し、より魅力的な地域となるように活動を支援してまいります。また、地域支援チームの一員として、区役所や区社会福祉協議会、隣接する地域ケアプラザと連携を図り、「中なかいいネ！（中区地域福祉保健計画）」の推進に取り組んでいきます。

#### 2 指定管理者としての取組

##### (1) 高齢者支援

- ア 住み慣れた地域で自立した生活を目指し、生活の質（QOL）の維持向上を図る取組として、フレイル予防や健康に過ごしていただくための医療講演会、フレイル予防講座等を地域の医療機関や民間企業・事業所の協力を得て開催します。
- イ 地域住民によるサロンの運営等の支援を行いながら、地域ケアプラザだけでなく、町内会館やエリア内の施設の空きスペースを活用し、地域住民のより身近な場所でアウトリーチ型の講座等の開催に向けて取り組んでいきます。
- ウ 住み慣れた地域で暮らすことができるように、お一人おひとりの相談ごとに丁寧に対応し、

個別の支援を行う中で、地域の同じ傾向がある課題に対して地域の中で、解決できるような仕組みづくりに取り組んでいきます。

エ 高齢者がいつまでも住み慣れた地域の中で暮らしていくための地域の基盤作りとして、認知症サポーター養成講座や権利擁護、消費者被害から身を守るための講座等を実施します。

オ ささまざまな高齢者が地域活動に参加し他者との交流を持つことで、「受け手」「支え手」という関係を超えたつながりをつくるとともに、自身の介護予防につなげていけるように取り組んでいきます。

カ サロン等の活動では女性に比べ男性の参加が少ない傾向にあります。シニア男性が「参加したい。」と思える場づくりを男性たちとともにを行い、仲間づくりを進めることでフレイル予防になるとともに、男性が身近な地域の中で取り組めるボランティア活動の支援をしていきます。

## (2) 子育て支援

ア 乳幼児やその保護者を対象とした事業が地域住民の主催で多数開催されています。それらの事業に参加し、子育て事業のキーパーソンになっている方々とつながり、情報収集を行うとともに、未就園乳幼児や子育て世代の人たちが地域の中でつながる機会を作ります。

イ 区こども家庭支援課・区社会福祉協議会・地域子育て支援拠点と協働で、地域の中にある保育園・幼稚園、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、保健活動推進員、子育て支援団体等、地域内にある子育て支援に係っている関係者が、情報共有・意見交換を行う場を作ります。

ウ 地域のなかの子ども数が少なくなっている中で、子育て事業に参加してくる乳幼児、子育て世代の人たちへ地域ケアプラザとして取り組んでいる事業等の周知に努めます。

オ 地域ケアプラザを利用している高齢者と子育て世代、子どもたちが世代を超えて楽しく集う場を作ります。

## (3) 障害者支援

ア 障害の種別や年齢を問わず障害があっても地域の中で安全に安心して暮らしていくために基幹相談支援センターと自立支援協議会等と連携していきます。また、地域に向けて障害に対する理解が深まるよう啓発活動を行います。

イ 区社会福祉協議会やNPO法人等と協働し、障害者の支援活動の開催等、事業を実施する中で、他の団体等多くの人と交流する機会をつくり、お互いを知り協力しあえる関係性づくりの構築に取り組みます。



## (2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

### 1 地域ケアプラザの周辺地域の状況

本牧原地域ケアプラザの担当エリアは、第4地区南部と新本牧地区の2つの連合自治会町内会、本牧根岸地区の一部（錦町、本牧元町）となります。JR京浜東北・根岸線の山手駅や根岸駅から離れた場所にあり、交通機関はバス路線が主となっています。地形的には、商店街や大規模小売店は平坦な幹線道路沿いに立地していますが、本郷町や本牧町から本牧満坂・本牧緑ヶ丘・本牧荒井にかけては丘陵地となっています。道路も幹線道路から入るとその幅員は狭く、中には急峻な階段もあり、高齢者・子ども連れの方等の移動の負担となっていて、利便性が良いとは言えません。

第4地区南部は、古くから居住している住民が多く、高齢化率が全体で27.40%と中区の高齢化率23.63%よりもかなり高くなっています。一方、新本牧地区は、接収地を開発した住宅地であるため街全体の歴史が浅く、集合住宅が多いのが特徴です。本牧宮原には国家公務員の宿舎があることから若い世代が多い反面、接収解除後建設されたマンション群には比較的生活に余裕のある中高年層やコロナ禍、地方から呼び寄せられた高齢者の転入も多く見受けられ、高齢化率は令和2年の21.38%と比較して令和6年時点で24.38%と上昇しています。また、錦町は港湾関係者が在住する集合住宅が2か所ありますが、そのうちマリンハイツでは1号棟が50.93%、2号棟については61.67%と高齢化率が非常に高く、もう一方のポートハイツは単身の現役就労世代が多いことが特徴です。このように、それぞれ特色のある3つの地区が担当エリアとなっています。

<出典：横浜市地区概況シート 2024年3月現在より>

### 2 地域の課題

#### (1) 地域別課題

幹線道路のバス通りを中心として左右に地域が分かれ、海側は平坦でマンションが数多い住宅地ですが、山側は急斜面に多くの一戸建ての住宅が建ち並んでいます。特に山側はバス通りからも距離があるため、高齢者等にとって交通アクセスが不便で、活動の妨げになっています。また防災や見守りのネットワークの構築も非常に大きな課題となっています。



#### ア 第4地区南部地区

地域に根付いた活動が長く続いていることから、参加者は多世代にわたり継続されている

すが、担い手が固定化し、民生委員・児童委員や自治会町内会役員など複数の役を兼ねている実態があります。地区の活動について、単位自治会町内会単独で行われる活動が多く、横の繋がりが弱いことが課題です。

#### イ 新本牧地区

米軍接收地が返還され、バブル期に多くのマンションが建設されたことにより、他地区から多くの転入者があり、比較的新しい町を形づくっています。マンションごとに自治会が独立していることやオートロック式などから、高齢者の見守りや災害時対応の仕組みづくりが難しい現状があります。またUR住宅の3住宅のうちベイシティ本牧南では自治会が解散、また外国籍の住民も多く、住民同士のコミュニケーションが取りにくいいため、孤立している住民も多くいます。他2住宅については自治会もないことに加え、担当民生委員が10年以上欠員です。主任児童委員も令和5年12月より欠員状態が続いています。地域で行われている事業についても、単位自治会町内会の協力は消極的です。

#### ウ 本牧根岸地区

錦町の2棟で構成されるマリンハイツは、棟ごとに自治会も管理組合も独立して運営されており、高齢化が進んでいますが住民間の交流が乏しく、まとまりが弱いです。ポートハイツでは近年は単身世帯が多く、また空き家も増えており、住宅の老朽化から一部建物を取り壊すなど防犯を含めた地域での見守りを行っています。さらに地区概況シートの結果から錦町を含む本牧・根岸地区では、糖尿病や高血圧性疾患の割合が中区の平均を上回っています。高齢化と共に生活習慣病が懸念される住民も多いため、健康管理の仕組みづくりが必要な地区です。

### (2) 高齢者

- ア 山側のエリアは坂や急峻な階段があることやバス通りから距離があるため、高齢になると外出しにくくなっています。
- イ オートロック式マンションでは、高齢者の見守りが難しくなっています。
- ウ 一部地域では、生活習慣病が懸念される住民が多く、健康管理などの仕組みづくりが必要とされています。
- エ コロナ禍をきっかけに外出を自粛したことから、体力気力の低下が目立つ高齢者が増えていると地区社会福祉協議会の役員の方々から話があがっています。
- オ 多重問題ケース（8050、7040 問題、ヤングケアラー）に関する相談も増えてきており、引き続き実態把握と支援が必要です。

### (3) 子ども・子育て

- ア 共働き世帯が増え乳児期から保育園を利用しながら子育てする時代になったことで、平日開催のサロンへの参加期間が短く、地域の中で子育て世代の見守りがしにくい状況です。
- イ SNS が普及し育児情報があふれ過ぎているため、困っていても SOS を出さない方が多くなっています。

#### (4) 障害者

- ア 地域には作業所や活動ホームもあり、障害があっても地域の中で安心して暮らせる支援、障害に対する理解が進むよう啓発や支援が求められています。
- イ 放課後デイサービス等の普及により学童期世代への支援は充実している一方、既に就労に至っている世代の地域における社会参加の場が不足しています。

#### (5) 外国籍の方

- ア 外国籍の住民が多く居住するマンション等では、住民同士のコミュニケーションが取りにくいため、孤立している方も見受けられます。

#### (6) 大規模災害

- ア 新本牧地区などマンションが多いエリアでは、マンションごとに自治会が独立していることやオートロック式などから、災害時対応の仕組みづくりが難しい現状があります。
- イ 第4地区南部地区の一部山側に広がる地域では、坂や、階段、狹隘道路が多くその地形から火災や土砂災害について不安に感じている方が多くいます。

### 3 地域の魅力

この地域の魅力は450年以上続く神奈川県指定無形文化財「お馬流し」や自治会町内会の神輿が一斉に集まる夏祭りなど本牧神社を中心に日本の伝統行事を大切にされる一面と接収を背景にアメリカ文化の名残があり、町を挙げてのハロウィンイベントの開催など国際色豊かな文化が根付いている町の両面を持ち合わせています。

3つの地区にまたがる自然豊かな本牧山頂公園を始め公園も多く、地域住民の憩いの場が多く点在しています。中でもお馬流しの時期に本牧山頂公園を中心に行われる「ライトアッププロジェクト」は、本牧エリアの3つのキッズクラブが中心となり、地域住民や近隣の施設も協力して行われる本牧のまちが一つになる地域の代表的なイベントとなっています。

### 4 将来像

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指します。

- ・ 自分から支援を求めることができない人、誰にも相談することができない人が、孤立することのないよう、身近な相談場所として地域ケアプラザが周知されている。
- ・ 高齢者を支えていく「地域包括ケアシステム」が構築されている。
- ・ 地域全体での子ども・子育て家庭を支援し、仲間が増えている。
- ・ 障害者の多様な活動を支援する体制づくりができています。
- ・ 災害に強い街を作るため、地域の防災力の向上が図られている。
- ・ 町の魅力を活かしながら、暮らしや活動を支える地域コミュニティの活性化や生活環境が整っている。

## 5 具体的な取組

### (1) 高齢者支援

#### ア 出張講座、出張相談の実施

エリアに住まれている方々が地域ケアプラザの機能を利用できるよう、山坂の多いところや交通の便の悪い地域は職員が地域に出張して事業等を行うことにより、「身近な相談者」の役割を果たしていきます。

#### イ 地域ケアプラザは福祉保健の拠点として、「地域での見守りのネットワーク」を地域の方々と共に幾重にもひろげる支援をしています。

#### ウ コロナ禍をきっかけに外出自粛したことから、体力気力の低下が目立つ高齢者が増えていると地区社会福祉協議会の役員の方々から話がありました。そこで参加者の家に近い身近な場所で、少人数で集うスタイルでの「移動サロン」をスタートすることにし、毎月1回、4か所の町内会館や公園を会場に実施しています。今後とも拡大を図っていきます。



屋外で実施した「移動サロン」

#### エ マリンハイツでは、高齢者世帯が多く見守りの対象となる住民を民生委員・児童委員とともに、元気づくりステーションやサロン、野菜の移動販売を通じて顔の見える関係づくりを進めています。



マリンハイツでの野菜の移動販売

#### オ 集会所を会場に地域ケアプラザで養成した健康づくりサポーターによる体力測定会や区役所から派遣される歯科衛生士や管理栄養士による健康講話、運動講師による定期的な体操を実施し、住民に直接働きかける機会を増やしていきます。

### (2) 子ども

#### ア 子育て世代が、気軽に交流できる機会や、顔の見える関係があることで安心感が得られると考えていることから、多様な子育て世代に向けて近隣の施設と連携し、講座や交流事業を開催し、互いの事業の共有、周知等をしています。引き続き連携を強化し、支援していきます。

#### イ 地域の赤ちゃん学級に出向き、地域ケアプラザの子育てサロンも気軽に子育て相談ができる場であることを伝え、参加することで、近隣の顔見知りや、子育ての情報交換ができることを周知していきます。

#### ウ 子育てサロンでは育児のモデルとなる保育園児との交流を通じて、子育ての見通しが持てるようにします。また地域子育て支援拠点のスタッフより育児相談や中区の子育て情報を提供していただき連携を図っていきます。

#### エ 横浜市子育て家庭応援事業「ハマハグ」の協賛施設として、おむつ交換台の設置やクール

シェアスポット、子ども110番の家等、必要な時に立ち寄れる施設であることを周知していきます。

### (3) 障害者

- ア 障害者後見的支援室と連携し、制度についての啓発を行うことで地域の協力者を増やしていきます。
- イ 地域で働く人を応援している事業所等と連携し、地域ケアプラザの施設の特性を生かし、当事者にあった職場体験等の場の提供をいたします。
- ウ 中区の障害者団体が主催で行っているポレポレ祭りや地域ケアプラザで実施している作品展、障害者施設で作ったパンの代行販売を通じて、障害者と共に活動、発表する場を引き続き提供し、啓発や理解に繋げていきます。

### (4) 外国籍の方

- ア 地域住民の交流の場「やしの木カフェ」の周知のために、外国語が堪能な住民の協力を得て、英語版や中国版で情報発信し、情報が行き届くよう努めていきます。
- イ 外国籍の方が地域の中で孤立しないように、地域ニーズを集め、まちづくりを進めていきます。

### (5) 大規模災害

- ア 各地域防災拠点や自治会町内会で行われている防災訓練に参加し、地域ケアプラザが福祉避難場所であることの周知を行い、連携強化を図ります。
- イ 令和元年8月には、東日本大震災以降防災意識が高まる中、地域情報の発信を目的としたコミュニティFM「マリンFM」が開局しました。地域の情報や災害時の避難情報など防災情報も提供されており、情報弱者と呼ばれる高齢者自らが情報を入手できるよう、高齢者向けの歌番組「はらっばうたごえクラブ」を通じて、コミュニティFMが身近なものになるよう働きかけています。
- ウ 自治会町内会や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、保健活動推進員などの組織が共に連携して、相互理解を深め、情報を共有することにより、誰もが住みやすいまちづくりを進めていきます。
- エ 「すみよいまち本郷町3丁目協議会」では、町の中心を通るガス山通りを中心に坂や、階段、狹隘道路も多いことが課題です。その地形から普段から災害についての取組が活発に行われており、横浜市の都市計画局防災まちづくり推進課や横浜市立大学のゼミの学生等と連携し、防災についての取組を協働で進めており、情報共有を行っています。
- オ 錦町ポートハイツでは自治会を中心に近年多発している災害への懸念から、夏祭りや防災イベントを通じ、地域住民が隣近所との顔が見える関係、助け合える見守りの取組が出来



「はらっばうたごえクラブ」の収録の様子

るよう行政や関係機関の協力を仰ぎ働きかけていきます。

#### (6) 地域団体との連携

- ア 第4地区南部地区では、担い手が固定化し減少している傾向にあります。地域ケアプラザで実施している自主事業では、地域の地区支援計画に添った事業を実施し、興味、関心から参加した住民を参加後地域活動に繋ぐ働きかけをし、活躍できるようコーディネートしていきます。また日頃から地域の活動に参加し、その活動の様子や参加している住民の話を聞くことを通じて、地域ケアプラザが把握している人材を自治会町内会の活動に繋いで行くよう努めていきます。
- イ 新本牧地区では、「中区地域福祉保健計画 中なかいいネ！」の推進を目的とした事業を行政等関係機関で構成される支援チームのメンバーとともに、自治会町内会や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、障害者作業所、小中学校、地域スポーツクラブなどの団体と連携し、進めていきます。
- ウ UR住宅ベイシティ本牧南では、自治会が解散したことがきっかけとなり、特に高齢者が気軽に参加できる、多世代の住民が交流できる場づくりを民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会とURコミュニティ横浜住まいセンターと連携し、「ヤシの木カフェ」を立ち上げました。特にベイシティ本牧南には外国籍の住民が多いことから、英語版や中国版のチラシを作成し、情報が行き届くよう努めています。今後はチラシだけでなくICTを推進して、SNS等情報発信していきます。
- エ 「地域での見守りのネットワーク」について地域ケア会議を通じて、地域の方々と共に考えていきます。

### (3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

#### 1 地域団体との連携

- (1) 第4南部地区では、自治会町内会や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、保健活動推進員などの組織がともに連携して、相互理解を深め、情報を共有することにより、誰もが住みやすいまちづくりを進めています。

地区社会福祉協議会が主催する移動サロンやひとり暮らし高齢者食事会では、地域ケアプラザに登録しているボランティアを紹介するなど、連携を図っていきます。

また地域の中心にある商店街やコミュニティハウス等とも協働し活気ある地域づくりに努めています。地域の方々や関係団体に負担が偏らないよう関係機関に働きかけ、支援していきます。令和元年8月に開局したコミュニティFM「マリンFM」と連携し、情報発信や番組づくりに協力するなどコミュニティFMが地域住民に身近なものとなるよう働きかけていきます。

- (2) 新本牧地区では、「中区地域福祉保健計画 中なかいいネ！」の推進を目的とした事業を行

政等関係機関で構成される支援チームのメンバーと、自治会町内会や地区社会福祉協議会、老人会、民生委員児童委員協議会、障害者作業所、小中学校、地域スポーツクラブなどの団体の連携を進めていきます。自治会が解散したベシシティ本牧南、設立当初から自治会町内会がないプロムナード本牧、ベイサイト本牧-IIの3つのUR住宅では、住民の交流ができる場がないことから、URコミュニティ横浜住まいセンターに働きかけ、民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会と連携し、高齢者対象に3住宅合同の「敬老のつどい」を開催しました。対象者を拡大し、多世代交流ができる場づくりを進めていきます。

- (3) 錦町では、管理組合、自治会町内会、老人会、民生委員・児童委員と連携し、話し合いの機会を持ち、見守りの取組やアンケート等によりニーズを共有し支援していきます。

## 2 行政との連携

- (1) 中区と地域ケアプラザのそれぞれの職種における連絡会（主任ケアマネジャー部会、社会福祉士部会、保健師部会、地域活動交流コーディネーター連絡会、生活支援コーディネーター連絡会）を通じて、エリア内の自治会町内会単位の活動の情報共有や情報交換等を行い、それぞれの地域での課題や取組について、連携を図りながら課題解決に向けた取組や情報提供等きめ細やかな支援を個別的に行っていきます。
- (2) 特に地区別計画では、地域支援チームの一員として毎月の支援チーム会議には6職種で参加し、情報共有するとともに、中区の事業企画担当職員と地区内の課題整理を協働で行い、地区別計画推進について積極的な取組を行っていきます。

## 3 中区社会福祉協議会との連携

- (1) 地域福祉保健計画の推進や協議体、各種連絡会などを通し、連携をとっていきます。
- (2) ボランティア育成やボランティアのコーディネートに関して協力体制を取っていきます。
- (3) 権利擁護事業においても、役割分担の上、相談支援を積極的に実施していくほか、自主事業等を実施し、今後も「あんしんセンター」と連携・支援していきます。
- (4) 第一層生活支援コーディネーターとともに地域の社会資源の拡充をはじめとする「生活支援体制整備」の構築を進めていきます。

## 4 医療関係者との連携

- (1) 協力医とは、各事業担当者が医療的なアドバイスを受けるなど、情報交換を行い、地域ケアプラザの感染症対策や環境整備等に活かしています。地域住民向けに広報誌を通じて、健康コラムを掲載することによって健康への意識が高まるよう働きかけていきます。
- (2) 地域のサロン等で民間のドラッグストアの薬剤師や管理栄養士から「健康講話」や「栄養講座」等を実施し、住民の健康意識を高める働きかけを行っていきます。
- (3) 中区の地域包括ケアの構築に向けた情報・意見交換の場として「中区医療・介護連携推進会議」に中区医師会、歯科医師会、薬剤師会、代表的な病院、かいごのWa！なか看護部会・ケアマネ部会、福祉用具部会、中消防署、中区高齢障害支援課、地域ケアプラザ地域包

括支援センター職員（保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士。以下「地域包括支援センター職員」という。）が出席し情報交換を行っていきます。

## 5 他機関との連携

- (1) 地域の作業所や障害者後見的支援室等関係団体と連携し、講演・講座などを共催することで、地域で障害に関する理解を深めていきます。
- (2) 地域ケア会議を主催し、多くの専門職とともに地域における課題を整理し、解決方法を検討し地域にフィードバックしていきます。
- (3) 学校、地域子育て支援拠点等と情報交換や共有、事業、福祉教育などを通して、連携を深めていきます。
- (4) 民間企業と連携し、企業の地域貢献活動を進める取組として推定野菜摂取量が測定できる「ベジチェック」や「骨密度測定」等の測定を地域のサロンや老人クラブで実施、生活習慣を見直す機会や住民の交流の場の活性化を進めていきます。



小学生とデイサービスのボッチャ交流

## 6 他の地域ケアプラザとの連携

区内の連絡会、および法人内の地域ケアプラザの専門職別に行われる専門職会議などで、情報交換を積極的に行い、自主事業やネットワーク会議などでより充実した取組を行えるように努めていきます。特に近隣の本牧和田地域ケアプラザ、本牧地区センター2施設と協力して実施している、子ども向けの事業の開催等を通じ、地域福祉保健計画の推進に取り組んでいきます。



3施設合同子ども向け防災食

## 2 団体の状況

### (1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

#### 1 基本理念

##### 基本理念1 お客さまの満足

- ・「お客さまから必要とされる」ことが協会の存在理由です。お客さまのご満足を第一に「お客さまの生活、お客さまが必要とされること、お客さまの気持ち・願いにそって、高品質のサービスを提供する」ことを徹底して追求します。
- ・日常活動において、お客さまへの迅速な対応、約束の遵守、適切な電話応対・挨拶等ビジネスマナーの基本を確実に実践します。



## 基本理念2

### 人を大切にし 共に育ちあう協会風土

- ・ 協会を支えるのは、職員一人ひとりの「人」そのものです。職員が、互いに高めあい支えあいながら、より高いスキル、よりしっかりした人権感覚、いつも変わらぬ温かい思いやりの心を目指す協会風土をつくります。
- ・ 職員が誇りと生きがいを感じることができる協会を目指します。

## 基本理念3

### 公正で透明感のある協会倫理

- ・ 公正、責任、透明性を重んじ、社会から信頼される行動に努めます。
- ・ 社会とのコミュニケーションが私たちを鍛え、育ててくれるとの認識に立ち、お客さまからのご意見・ご要望・苦情等への対応を明確にし、情報開示、説明責任を重視します。

この理念を具現化するために、常勤・非常勤職員は右記の**約束(エンゲージメント)**について誓約した上で採用しています。

また、中期経営計画(令和2年度～6年度)を策定し、以下の基本方針の下、運営をしています。なお、現在次期中期経営計画(令和7年度～11年度)を策定中です。

#### <エンゲージメント>

##### 協会の理念と私たちの約束

###### お客さまの満足

- お客さまのお話はしっかりと聴き、そのお気持ちと願いを受けとめて行動します
- 対応は迅速・ていねいを心がけ、お客さまとの約束を守ります
- 安全・高品質のサービスを提供し、お客さまに必要とされる存在になります

###### 人を大切にし共に育ちあう協会風土

- 人権感覚を大切に、仲間とともに働きやすい職場をつくります
- より高いスキル、新しい知識を習得するため、自ら学び常に努力し、日々成長します
- 協会の経営向上に貢献し、変化をおそれず何事にもチャレンジします

###### 公正で透明感のある協会倫理

- 私たちは信用が第一。法令、協会や社会のルールを守ります
- 公正・責任・透明性を大切に行動し、報告・連絡・相談を怠りません
- 苦情・ご意見は宝物。速やかに対応し、明日の改善に生かします

## 2 基本方針

- (1) 基本理念に基づいたお客さまお一人おひとりにきちんと向き合ったサービス提供をいたします。
- (2) 市内全域で在宅・施設サービスの両面を総合的にサポートできる福祉サービス提供体制を目指します。

#### <事業所>

- ① 地域ケアプラザ (■) 21 館(※1)
- ② 訪問介護事業所 (●) 32 事業所
- ③ 居宅介護支援事業所 (▲) 21 事業所(※2)
- ④ 老人ホーム (◐) 5 施設
- ⑤ 訪問看護事業所 (♥) 13 事業所
- ⑥ 福祉用具センター (★) 1 事業所
- ⑦ 地域密着型デイサービス (♠) 1 事業所
- ⑧ 小規模多機能型居宅介護 (✿) 1 事業所
- ⑨ 生活援助員派遣事業 (◆) 1 事業所
- ⑩ 本部 (★)

※1 うち、通所介護・認知症対応型通所介護 19 事業所含む

※2 地域ケアプラザの居宅介護支援事業所 (21 事業所) と老人ホーム (2 事業所) を除く



- (3) 徹底した専門性を追求し、質の高いサービスを提供できるよう研鑽を積んでいきます。
- (4) 職員の心身の健康増進に努めます。平成 30 年 9 月に「健康経営宣言」を行い、令和 6 年 4 月より「横浜健康経営認証クラス AA」の承認を受けました。
- (5) 理事会を中心としたガバナンスを基に**健全で安定した経営**を行います。監査法人による監査や内部監査を実施し、透明性・健全性・安定性を維持していきます。



### 3 業務実績

社会福祉法人横浜市福祉サービス協会は、昭和 59 年 12 月に財団法人として設立され、平成 9 年 1 月に地域ケアプラザや老人ホーム運営のため、社会福祉法人となり、令和 6 年 12 月には設立から 40 周年を迎えました。これまで 40 年間にわたり、横浜の地でお客さまへの質の高いサービス提供のため、「できるコト、まだまだ。」を合言葉に歩んできました。

### 4 社会貢献事業

- (1) 横浜市に根差した社会福祉法人として、地域の皆さまを対象に介護技術や情報、高齢者向けの調理実習、福祉用具の有効活用など在宅生活に役立つ情報提供を行っています。
- (2) 小中学校等への職業講話などの出前講座や職業体験の受入を実施し、介護の基礎知識の普及と介護職の魅力ややりがいを伝え、福祉の人づくりに貢献しています。



介護技術動画の公開 (法人サイトより)

### 5 DX (デジタルトランスフォーメーション) の推進

令和 6 年度に人事管理システムを導入し、今後新たな勤怠管理、給与システムの導入等に向け、ロードマップを作成し、事務の効率化を図ります。

## (2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

### 1 予算の執行状況

理事会の承認を得た予算計画に基づいた執行を原則とし、毎月各部門別を実施している収支振り返りや四半期ごとに実施している経営会議等において、予算執行状況を把握し、適正な管理の徹底を図っています。

また、毎月顧問税理士法人による会計チェックを受け、予算の執行状況を確認しています。

さらに、監査法人により、会計監査及び指導を受け、適正な財務管理に努めています。

### 2 法人税等の滞納の有無

社会福祉法人の法人税は原則非課税で、消費税については顧問税理士法人の指導を受け適正額を納付しています。なお、令和5年度分の消費税納税額は5,975万円です。

### 3 財政状況の健全性

令和5年度決算時における純資産比率 86.7%、流動比率 230.1%と負債を抱えない堅実な経営を行っています。

独立行政法人福祉医療機構から特別養護老人ホーム建設資金として2億円を借り入れています。が、計画に基づき返済し、安全に資金管理を行っています。

### 4 安定した経営基盤

安定した経営基盤を作るため、地域ケアプラザや老人ホーム、介護事務所の各課題についてプロジェクトを組み課題解決を図る等、収支向上に努めています。また、経営の安定化や将来の新規事業展開等に備えるため、計画的に積み立てを継続していきます。また、直近3年間は、資金収支計算書の事業活動収入が130億円以上、事業活動資金収支差額が3億円を上回る安定した経営を続けています。

財政面以外でも、40年を超える実績、地域との信頼関係が法人の財産であり、安定した地域福祉の推進を継続するため、このような良好な関係性をさらに高めていきます。

## 3 職員配置及び育成

### (1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

#### 1 人員配置

約4,000人の職員と60の事業所を運営する法人として、その規模の大きさを生かして人材育成をすすめ、地域ケアプラザ所長（予定者）については、福祉の現場や施設運営の経験を重ねた者の中から施設の管理運営を統括し、地域の皆様と良好なコミュニケーションの取れる力量ある人材を充てていきます。

また、職員については本人の意向とキャリアパスも踏まえた人員配置に努めていきます。

## 2 勤務体制

ローテーションによる夜間開閉館に合わせた遅番職員の配置や土日の勤務、サブコーディネーターなどの非常勤職員の雇用など、開館時間に合わせ適切に職員を配置していきます。

特に地域の方からのご相談を受ける地域包括支援センター職員については、いつでも対応できるよう体制を整えています。

## 3 必要な有資格者・経験者の確保策

地域ケアプラザの各事業において、お客さまに満足していただけるサービスを提供するには、職員の質と量の両方の確保が重要と考えます。求人に際しては、協会の充実した人事給与・福利厚生制度等を積極的に周知し、新卒採用や必要な専門職の確保に努めます。

また、入職後は、プリセプター制度やメンター制度の活用だけでなく新卒採用者のキャリアパスを明確にし、離職防止につなげます。



プリセプター制度

### (1) 新規採用

ア オンライン説明会などの活用と内定者向け交流会や研修による辞退者の防止

イ 大学や専門学校、高等学校との関係性の強化

ウ 法人ホームページの採用サイトの情報充実

エ 職業訓練校や社会福祉協議会、市の就労支援事業などの就職ガイダンスへの参加などキャリア採用における専門職の確保

オ 管理職経験のあるキャリアの採用

カ 「ノーリフティングケア」の手法を用いた介護スキルを組み入れた演習など、特色ある介護職員初任者研修による採用者の確保



ノーリフティングケア研修

### (2) 必要な有資格者の確保と離職防止

ア 資格取得支援のための研修の実施と一部資格の受験費用の補助

イ プリセプターやメンターによる支援

ウ キャリアアップを意識した人事異動

エ 職員が抱える業務上の「不安」「悩み」「人間関係」等を電話や面接で聴き一緒に考え孤立を防ぐ「ふれあい110番」制度

オ 「職員満足度調査」の実施と職場環境の改善

### (3) 管理職の確保

- ア キャリアビジョンと目標管理のため上司が全職員と定期的に面接を行うなど、将来的な管理職の育成
- イ 経験年数や個々の職員の課題に応じた研修による人材育成
- ウ 所属長の推薦など、課長補佐職への昇任を促すための働きかけの強化と昇任試験制度
- エ 管理職経験のあるキャリア採用（再掲）
- オ 管理職としての必要な知識を身に着けるための研修実施

### (2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

地域ケアプラザを利用されるお客さまに常に満足していただけるサービス内容にしていくためにも、当法人では福祉専門職としての能力向上と専門資格取得促進が重要と考えます。

そのために日常的なOJT体制を重視するとともに、新人教育はもちろん、採用時研修や採用年次による定期的な研修、フォローアップ研修で質を高め、介護福祉士や介護支援専門員、社会福祉士等の資格取得を正規職員・非常勤職員を問わず奨励・支援しています。さらに、お客さまへの質の高いサービス提供を目指して、接遇・マナーの向上にも力を入れています。

また、法人本部ビル内に研修センターを設置し、職種・年齢層・入社年数・職制等様々な区分による研修を実施し、人材育成に努めています。



研修センター主催研修

#### <研修センター主催研修実績>

|      | 令和5年度 |       | 令和4年度 |       |
|------|-------|-------|-------|-------|
|      | 回数    | 受講者数  | 回数    | 受講者数  |
| 階層別  | 43    | 840   | 39    | 627   |
| 課題別  | 21    | 540   | 19    | 362   |
| 職種別  | 68    | 881   | 70    | 860   |
| 資格取得 | 15    | 431   | 19    | 449   |
| 合計   | 147   | 2,692 | 147   | 2,298 |

令和5年度の研修実績は、事業所ごとの職場研修等を含め延べ実施回数2,332回、延べ参加職員数は、33,219名となっています。

また、法人内の地域ケアプラザに勤務する職員を対象に職種別の専門職会議を定期的に行い、業務を行う上での生産性と専門性の向上に努めています。

その他、正規職員・非常勤職員ともに対象とし、研修受講費など費用面で資格取得をサポートする資格取得支援制度や、介護福祉士実務者研修、喀痰吸引等研修など、職員のスキルアップや資格取得を支援しています。

## 4 施設の管理運営

### (1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは高齢者、子ども、障害者、外国人等地域の様々な方が利用されます。そのため当法人では安全確保を最優先するとともに、常に「地域の皆様が快適に安心して利用できるよう施設・設備の安全と清潔を確保する」ことに最善の注意を払っています。

なお、定期点検は専門業者へ委託して、安全の徹底を図っています。

#### 1 保守点検

設備総合巡視、空調設備、消防設備、エレベーター・自動ドア、機械警備、冷暖房機器、ボイラー、自家用電気工作物、自動制御盤等の保守点検を定期的に行っています。

#### 2 施設清掃・整頓

施設の清掃につきましては、日常的に行い清潔を保持していくとともに、空調のフィルター清掃等も定期的に行い、空気環境の清浄度の維持、向上に努めています。

また、車椅子や杖歩行の方にも安全に利用していただくために、通路に物を置かない等、安全面に配慮しています。

#### 3 衛生管理

建築物環境衛生管理、簡易水質検査、害虫駆除等を定期的に行っています。特に調理室は、調理室専用の履物を用意するなど、衛生管理には万全を期しています。

また、館内入口や洗面所に手指消毒液を設置するなど感染症予防にも注意を払い、手洗いの徹底を職員が励行し、お客さまに対しての呼びかけもポスター等で行います。

更に感染症発生時に「感染症及び食中毒の発生予防及びまん延防止に関するマニュアル」に基づき職員が迅速、かつ的確に対処できるよう研修や訓練を行っています。

衛生委員会を毎月実施し、産業医の指導により館内の安全・衛生の徹底と職員自身の健康管理に努めています。

#### 4 緑化の管理

空きスペースへの植栽等、地域の方にもお手伝いをいただき、緑化の推進に努めています。

#### 5 改善・改修

定期点検や日常管理で発見された不備は、適切・迅速に対応し、利用されるお客さまが安心して、また安全にご利用いただけるよう保守管理を行っています。建物の老朽化に伴う改修については、区と協議を行い適切に対応していきます。

#### 6 ウェブアクセシビリティ方針について

横浜市福祉サービス協会は、どなたにも支障なくウェブをご利用いただけるように「日本工業規格 JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及

びサービス「第3部：ウェブコンテンツ」の適合レベルAに配慮し、ウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組んでいます。

## (2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。

※急病時の対応など。

地域ケアプラザは、高齢者、障害者、乳幼児等、地域の様々な方が利用されます。当法人では皆様に安心して利用していただくために、事故防止や事故・急病・犯罪・災害時の対応について、日常点検、チェック表の活用、マニュアルの整備・遵守、定期的な訓練により、万全を期しています。

### 1 事故防止・防犯防災体制

緊急時（事故、急病、犯罪等の発生）に備えて、対応マニュアル・連絡網を整備しています。日中は職員が巡回を行い、夜間は職員が館内を確認した後、機械警備を行っています。

### 2 事故・急病への対応

#### (1) 日常点検と対応準備

設備の法定点検や、チェック表とマニュアルによる日常点検を行うとともに、急病時には緊急対応ができるよう、AED操作方法を含む救急救命研修を定期的実施します。

緊急事態となった場合には、救助や消防・警察への通報などの緊急対応を行うとともに、区役所等の関係機関に連絡し、適切な対応を行います。

#### (2) 再発防止のための対策

- ア 再発防止に向けて、迅速に状況分析や原因究明を行います。
- イ 対策を検討し、改善等を実施した後、市・区・法人本部へ報告します。
- ウ ミーティングや全体会議で報告・共有し、職員全員に周知・徹底をします。また事例に基づいた実践的な緊急時対応に関する研修を行います。
- エ ヒヤリハット報告書を必ず作成するとともに、法人内の地域ケアプラザ所長会等を通じて事故の事例検討を行います。
- オ 本部のサービス向上委員会で、事業所（地域ケアプラザ、介護事務所、老人ホーム等）でのヒヤリハット事例を検証して、事故発生防止に努めます。

### (3) 災害等に対する取組について

#### ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

#### 1 マニュアル策定と訓練

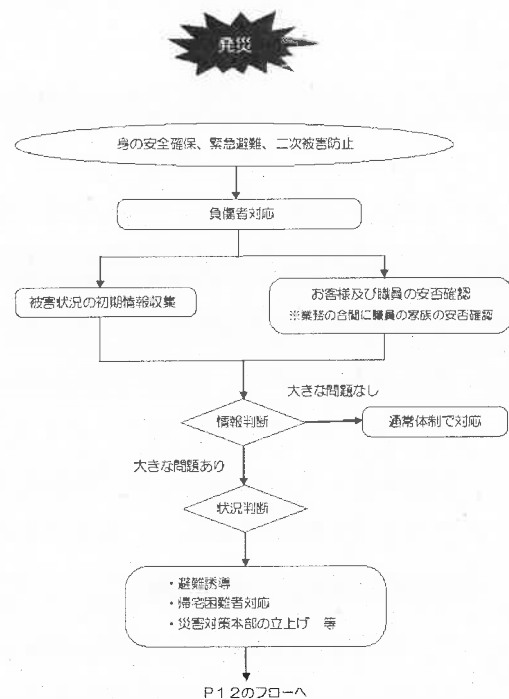
地震・火災等の災害時に速やかに対応できるよう、防災対応マニュアル・消防計画等を策定しています。さらに独自に地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客さまに可能な限り迅速的確に対応するため、全事業所の業務継続計画（BCP）を整備しています。また、職場訓練を実施し、適正な対応に備えています。

年2回、消防署との防災訓練を行う際には、日頃地域ケアプラザを利用される方や近隣住民の方にも参加していただき、職員が適切な対応をとれるように努めます。職員間で予め役割を取り決め、実際の災害発生時に対応できるよう実践的な訓練を実施します。デイサービスのお客さままで歩行状態が不安定な方の対応として「おすわり担架」を導入、階段を利用する場合の避難についても訓練を実施していきます。

その他、年に2回、全職員を対象にメールによる安否確認訓練を行います。

#### 3. 災害が発生したら…

##### (1) 緊急時の対応フロー



#### 「緊急時の対応フロー」業務継続計画



デイサービスでの消防訓練の様子



消防署の指導のもと「おすわり担架」を使った訓練の様子



## 2 災害時の近隣との協力体制

各地域防災拠点、各自治会の防災訓練に参加し、職員と地域との連携・協力体制を整えています。

## 3 福祉避難所の体制

区と福祉避難所の協定を結び、災害時に地域防災拠点や自宅での生活を維持することが困難な方の受け入れができるよう、体制づくりに努めています。また、発災時に区役所と連携して避難者を適切に受け入れられるよう、毎年、実地訓練を行っていきます。なお、市からの応急物資の他、法人独自に物資の整備を行っており、定期的に数量や保管状態の点検を実施します。

地域ケアプラザが果たす福祉避難所の役割を広く地域住民に周知するために、地域の総合防災訓練への参加や地域行事等の機会をとらえ、福祉避難所の広報を行うなど、災害発生時に備えていきます。

## 4 感染症発生時の体制

令和5年下半期より感染症発生時における業務継続計画（BCP）を策定し感染症の予防及びまん延防止委員会を6か月に1回開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案し随時開催します。

平常時から感染症を予防する体制を整備実践し、訓練など発生時の為の準備をするとともに、事業所内で感染症が発生した場合にも、お客さまに必要なサービス提供を継続し、または中断しても速やかに復旧するよう努めます。

### イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

#### 1 災害への備えるための取組

地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客さまに可能な限り迅速的確に対応するため、全事業所の「業務継続計画（BCP）」を整備しています。

具体的には、震度5強以上の地震発生時には、職員全員に「安否確認メール」を配信し、状況把握を行います。「安否確認メール」については、定期的に訓練を行い、災害発生時に職員が戸惑うことなく対応できるようにしています。

また、大規模災害が予想される場合には、法人本部と連携してお客さまや職員の安全を確保します。

夜間等開設時間外の発災には、地域ケアプラザに徒歩30分以内で到着できる職員による開錠、福祉避難所の開設体制を整えています。

地震の発生に備え、ロッカー等の備品は転倒しないよう固定し、ロッカーの上には物を置かない等落下による事故防止に日ごろから努めます。

災害発生時の職員用応急備蓄を独自に行っています。また、発災時に速やかに利用できるようヘルメットを各職員の席に配置し、職員の安全確保に配慮しています。

## 2 感染症の発生・まん延への備えるための取組

感染症の発生・まん延に備えて、法人の全事業所で「業務継続計画（ＢＣＰ）」を策定しています。業務継続計画に則り、感染症の発生・まん延時には、法人全体で状況を把握し、法人で迅速に統一して対応していきます。

事業所における対策として、検討委員会を開催し研修及び訓練を定期的の実施していきます。また、感染症の発生及びまん延時には、区役所と連携を取りながら適切に対応していきます。

### (4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

| コンプライアンスの徹底         |                                                                                             |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1) 地域特性に合わせたコーディネート | アセスメントに基づいた、地域の様々な事業者等のサービスの特色や地域のサロン、ボランティア等のインフォーマルサービスも的確に捉え、お一人おひとりに合わせたサービスのコーディネートの実施 |
| 2) 運営基準の遵守          | ア 法人内で概ね毎年10カ所程度「定期的に内部監査」を実施<br>イ 監査法人による会計監査の実施<br>(令和5年度実績：6事業所及び本部各課)                   |
| 3) コンプライアンス推進課の設置   | 法人本部にコンプライアンス推進課を設置することによる法令の遵守等、業務の公正・透明性の向上                                               |
| 4) 公正中立             | ア お客さまのご要望やニーズを踏まえた事業所選定ができるようエリア内の介護保険サービス事業者の連絡会を定期的の実施し事業所の特色を把握<br>イ 事業所選定に偏りが出ないように管理  |

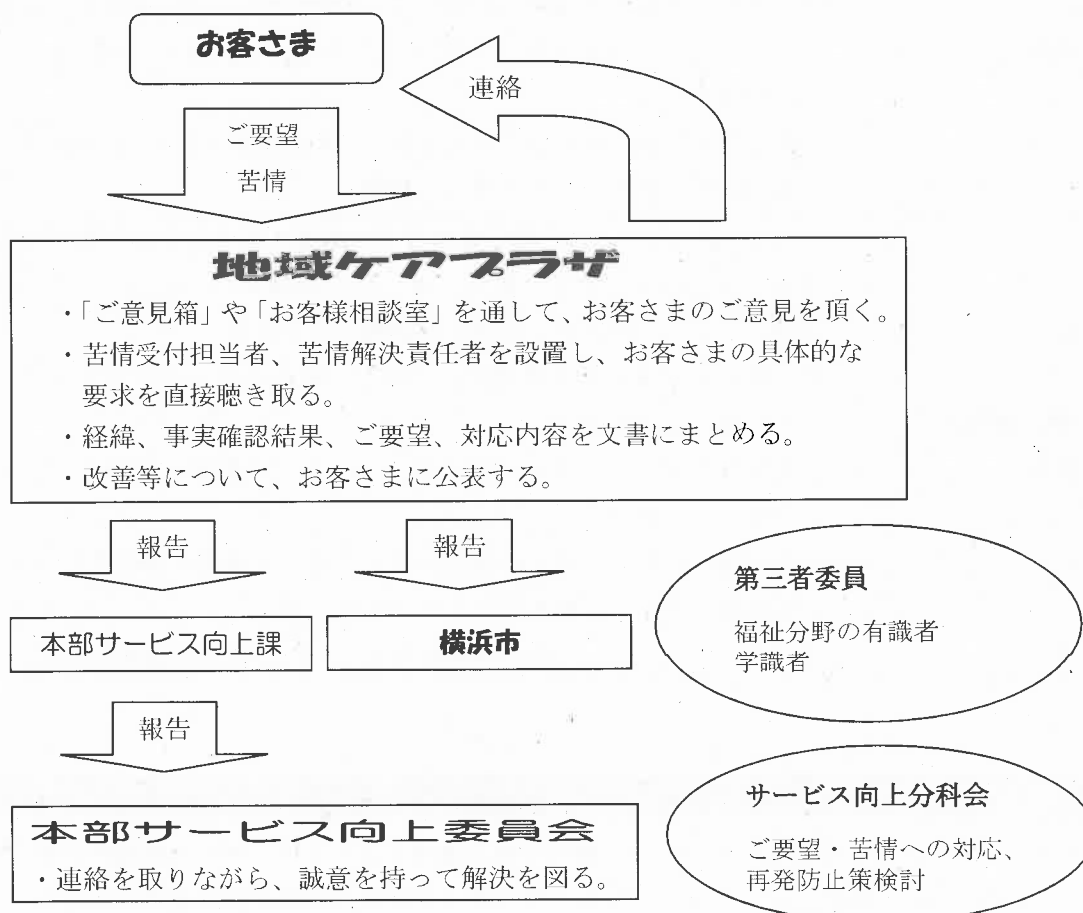
### (5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザのお客さまのニーズ・ご要望・苦情につきましては、職員で検討して改善するほか、お褒めいただいた意見につきましては、さらに発展させるよう努めています。

|              |                                                                                              |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1) 要望・苦情への対応 | ア 法人で「苦情解決規則」を定めており、それに基づき地域ケアプラザにおいても苦情受付担当者、苦情解決責任者を設置<br>イ お客さまからのご意見、ご要望、また苦情等に対して、可能な限り |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|

|            |                                                                                              |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | その場で解決を図る等、迅速に対応                                                                             |
| 2) 第三者委員会  | 公正・中立な立場から斡旋、調整を行う「第三者委員」を設置し、適切な苦情解決に向けて体制を整備                                               |
| 3) ご意見箱    | <p>ア いつでもどなたからでもご意見などを受付できるよう「ご意見箱」を設置</p> <p>イ 苦情を真摯に受け止め、原因・事実関係を明らかにし、対策を講じることによる再発防止</p> |
| 4) アンケート   | 事業ごとにお客さまアンケートを実施し、改善、発展につながる取組みの検討及び実施                                                      |
| 5) お客様相談室  | <p>ア お客さまからのご意見、ご要望、苦情を直接お受けする窓口「お客様相談室」を法人本部に設置</p> <p>イ 丁寧にお客さまの声を受け止め、広く業務改善へ繋げる取組に展開</p> |
| 6) サービスの向上 | 法人本部のサービス向上課担当職員が事業所を訪問、モニタリング等により状況把握を行うことによるサービス向上の推進                                      |



## (6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

| 1 個人情報の保護                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>地域ケアプラザは、高齢者・子ども・障害者等、地域の様々な方が利用され、大切な個人情報を取り扱う機会が多くあります。それだけに、当法人では個人情報の取扱には意識をもって対応するよう規程や具体的な取扱のマニュアルを定め、さらに毎年度法人で研修を組み、全職員に徹底し、遵守するよう努めています。また 21 か所の地域ケアプラザの指定管理者として、プロジェクトを組み、事例を共有し対応を検討するなどして、事故防止に役立てています。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 1) 個人情報保護<br>規程の策定                                                                                                                                                                                                         | <p>ア 「横浜市個人情報保護条例」の趣旨に則り、「個人情報保護規則」（平成 17 年策定、最近改正令和 5 年）を策定</p> <p>イ 各地域ケアプラザでは個人情報の管理に関する責任者と担当者を定め、管理体制と責任を明確化</p>                                                                                                                                                                                                       |
| 2) 研修                                                                                                                                                                                                                      | <p>ア 全職員に対し、年 1 回「個人情報の取扱について」の研修を実施し、報告書を区役所に提出</p> <p>イ 法人本部で実施する「個人情報保護・情報セキュリティ研修」を各事業所のセキュリティ責任者及び担当職員が受講し、職場で他職員への伝達研修を実施</p> <p>ウ 実際に個人情報取扱チェックを実施し、自己を振り返り、緊張感をもって個人情報を取り扱うよう周知・徹底</p>                                                                                                                              |
| 3) 個人情報の<br>取扱                                                                                                                                                                                                             | <p>ア 契約書、個人ファイル、電子媒体などは施錠できるロッカーなどで保管</p> <p>イ 業務上持ち出しが必要な場合には、紛失や漏えいのないよう最小限の情報のみとし、持ち出し返却の確認簿により管理</p> <p>ウ 郵便物の発送や F A X 送信などの際は、複数の者が必ずダブルチェックした後、記録を行う</p> <p>エ 注意喚起内容を F A X 前に張り出しと F A X 送信時における氏名等にマスキングの徹底</p> <p>オ 広報紙等において、個人が特定できる写真や記事等を掲載する場合は、必ず書面と口頭で了解を得たうえで掲載</p> <p>カ すべての事業において個人情報管理者を定め、責任体制の明確化</p> |

## 2 情報公開の取組

地域ケアプラザは、地域の皆様からの信頼のもとに運営しています。健全な組織や財務であることは当然ながら、当法人がどのような団体であるか、どのような運営状況にあるかを広く周知することが重要と考えます。ホームページの公開やパンフレット・チラシの配布を通し、地域の皆様に当法人・当地域ケアプラザを知って頂き、信頼を得られるように努めています。

|                 |                                                                                                                                                                  |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1) 情報公開規程の策定と実施 | <p>ア 「横浜市情報公開条例」の趣旨に則り、「指定管理者情報公開規程」（令和3年策定、最近改正令和5年）を策定</p> <p>イ 積極的な情報開示<br/>情報開示に関する申し出があった場合は、個人情報保護に最大限配慮し、積極的に情報開示</p>                                     |
| 2) 情報提供         | <p>ア 法人ホームページによる情報提供<br/>法人の概要、サービス内容、財務状況（予算・決算等）、中期経営計画、事業計画、事業報告、地域ケアプラザの施設運営情報等について、常時閲覧可能。</p> <p>イ 横浜市ホームページによる情報提供<br/>市に必要書類を提出しており、その内容は市のホームページに掲載</p> |

### 3 人権尊重への取組

当法人では「横浜市福祉サービス協会倫理綱領」を制定し、援助者として持つべき視点や人権意識を、採用時研修や事業所内研修などで適宜確認しています。

|    |                                                         |
|----|---------------------------------------------------------|
| 研修 | 全職員を対象に高齢者や子ども、障害者など、幅広い視点での人権研修を年に1回以上の実施と各所属での伝達研修を徹底 |
|----|---------------------------------------------------------|

## (7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

地球の環境保護は、私たちが今行わなければならない義務と考えます。そのための第一歩として、できることを身近な家庭や職場で行うのが当然であり、当地域ケアプラザでも率先してゴミの減量、循環経済、省エネルギーに努めています。

### 1 横浜市地球温暖化対策実行計画・ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画の推進

省エネルギー対策、資源ゴミの徹底した分別収集に協力し、ゴミの減量化や良好な環境の維持のために、節電、節水をこまめに行います。また、当法人としてDXを推進しており、その一環としてペーパーレス化に力を入れています。地域や各施設の状況に応じて、ペットボトルのエコキャップやインクカートリッジの回収等を地域にも呼びかけ、収集したものはエコ活動につなげています。

その他、外出・訪問には各事業所に導入している電動アシスト付自転車を活用するなど省エネ行動に努め、CO<sub>2</sub>排出量の削減に貢献しています。

### 2 省エネルギー対策

電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心がけ、冬季には服装で調節を行いながら室内温度を調整し、経費節減に努めます。また、不要な照明の消灯、電力の節約を図っていきます。

### 3 目標管理

省エネ法改正によって、エネルギー使用量の記録の保管が義務づけられており、年間使用量の推移を見守りながら省エネルギーに努めています。

### 4 市内中小企業優先発注

工事や備品等の発注に関しては、横浜市中企業振興基本条例に基づいて執行します。

### 5 環境への配慮

- (1) 来館者や職員の健康に配慮し、敷地内全面禁煙としています。
- (2) 施設周辺の植栽を行い、緑化の推進に取り組んでいます。

### 6 男女共同参画推進

働きたい、働き続けたい職員が男女の別なく、出産・育児や介護などの理由でキャリアをあきらめることなく、継続して働き続けられるように、育児・介護休業を取得しやすい体制を整えています。男性の育児休暇の取得率も上昇しており、令和5年度は、男性も含め対象者全員が育児休暇を取得しています。

女性の管理職も年々増加しており、管理職（課長級以上）56名中、31名が女性（令和6年11月現在）であり、女性が管理職の半数以上を占めており、女性が活躍している法人です。



## 5 事業

### (1) 全事業共通

#### ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

#### 1 施設稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法

団体登録の方には、毎年行う貸館説明会や年度初めの広報誌で、施設の利用の仕方とともに、活動内容用途に応じた各貸室の紹介、利用可能設備、時間帯のご案内をしています。

貸館は毎月1日に団体の区分に応じて2か月～3か月の予約を受け付けています。さらに、貸館共有ボードを活用しながら、活動時間に応じて団体相互の了解の上、利用していただくよう、調整を図っていきます。

#### 2 有益な情報提供の方法

ホームページや広報紙、チラシ、区広報、区民活動支援センターを活用するとともに、様々な機会を捉えた情報提供をしています。

### (1) ホームページ

各種事業はホームページに掲載し、最新の情報を提供するほか、書面による広報を併せて行い、幅広い年代の方に情報をお知らせできるよう工夫していきます。

### (2) 広報紙やチラシの活用

地域の民生委員児童委員協議会や連合自治会町内会、自治会等での説明や案内を行い、各事業のチラシや広報紙（年6回発行・2,000部）を町内に配布しています。合わせて回覧と掲示板への掲出をし、周知を図っています。今後はICTの活用、SNS等を利用し、ペーパーレス化を目指していきます。

地域ケアプラザの外の掲示板、館内の情報コーナーに、今後の事業についてのチラシを設置、掲示しています。

### (3) イベントを活用した情報提供

区民まつりや地域ケアプラザまつり、中区主催等イベント実施の機会を利用し、区民利用施設スタンプラリーに参加することで、今まで地域ケアプラザを利用されていない方々へ、周知や情報提供を行っていきます。

## イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・外国人・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

- 1 様々な方々に気軽に相談していただけるよう、機会があるごとに広報します。相談には真摯に向かい合い、丁寧に対応します。
- 2 高齢に限らず、障害・子育てについての相談窓口を充実させるほか、介護サービスの最新情報はもちろん、地域のインフォーマルサービス等の情報を収集し、支援を必要とする方に情報提供していきます。
- 3 在宅医療機関・病院・診療所・歯科医院・薬局等の医療機関や高齢者施設・介護サービス事業所・障害関係施設団体との日頃からの連携により情報収集を進めており、これらについても積極的に情報提供をしていきます。
- 4 外国の方から相談があった場合には、外国語（英語）を話せるスタッフが対応させていただき、ご家族に同席を依頼する、国際交流ラウンジに通訳を依頼する等、お客さまの状況に合わせて、対応します。
- 5 聴覚障害者の方から相談があった場合には手話ができる職員が対応し、通訳がない等、緊急な場合にも安心していただけるようなコミュニケーションを図って対応していきます。
- 6 早急な支援を必要とする方に対しては、地域ケアプラザ職員全体で迅速に対応していきます。

## ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

### 1 各部門での連携

地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター、地域包括支援センターの職員、所長の6職種は月に1回、6職種会議を開催し、地域状況、課題の共有や支援方法の検討を行っています。情報共有にあたっては、地域ケアプラザ独自の地域アセスメントシートを活用し、地域ニーズを抽出し、ニーズに基づく支援を行えるよう、また通所介護、居宅介護支援の職員とも職員会議を通じて、情報を共有し、地域の実情、ニーズにあったサービス提供を行っています。

### 2 関連施設との連携、情報共有

#### (1) 中区社会福祉協議会との連携

- ア 地域支援チーム会議等を通し、連携を取っていきます。
- イ ボランティア育成やボランティアコーディネートに関して協力体制をとっていきます。
- ウ 権利擁護事業の「あんしんセンター」と連携・情報共有を行っています。
- エ 生活支援コーディネーターの業務を通して、第1層コーディネーターと第2層コーディネーターで毎月会議を開催し、連携情報共有を図っていきます。

#### (2) 医療関係者との連携

- ア 協力医とは、各事業担当者が医療的なアドバイスを受けるなど、情報交換を行い、地域ケアプラザの感染症対策や環境整備等に活かしていきます。
- イ 担当地域の医療機関や薬局等に講師として協力してもらい、ケアマネジャーや地域の事業所が学ぶ場を定期的に設けるなど、医療関係者とより良い関係を構築し、信頼を高めていきます。

#### (3) 他機関との連携

- ア 中区主催や中区医師会主催の医療介護連携会議に出席し顔の見える関係づくりをし、連携が図れるようにしていきます。
- イ 障害者の関係機関（基幹相談支援センター・生活支援センター等）と連携し、講演・講座などを共催することで、地域での理解を深めていきます。
- ウ 地域ケア会議などを通して、多くの専門職や事業所、企業とともに地域における課題を整理し、解決方法について検討していきます。

#### (4) 地域団体との連携

- ア 各地区の自治会町内会等の定例会や民生委員児童委員協議会の定例会に出席し、意見交換しながら各地域の情報を共有していきます。また、各団体の活動内容を把握する



とともに、地域ケアプラザの事業案内や介護予防の啓発等を行っていきます。

イ 民生委員・児童委員との連携を密にして、地域で孤立している可能性がある高齢者に関わる情報の共有を図っていきます。

ウ 各地域防災拠点や自治会町内会の防災訓練に参加し、災害防止の啓発や非常時における協力関係を強化していきます。

#### (5) 関連施設の連携

近隣の地区センターやコミュニティハウスと協働で、学齢期の子ども向けの事業をはじめ、ウォーキング事業等を実施し、地域住民にそれぞれの施設を知ってもらおうと同時に交流や社会参加の機会を提供します。

### エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

- 1 自治会町内会や民生委員児童委員協議会、保健活動推進員、老人クラブ、子どもを中心に支援している団体などの活動に参加し、情報共有を行うとともに、団体同士の連携の強化やネットワークの構築を図っていきます。
- 2 第4地区南部地区では「中区地域福祉保健計画 中なかいいネ!」において、地区社会福祉協議会や自治会町内会、商店街等の地域の関係団体との連携を密にし、地域課題の解決に向けて協働していきます。また、認知症サポーター養成講座を開催し、地域で見守る体制づくりに努めていきます。
- 3 新本牧地区では様々な地域イベントを通して、地区社会福祉協議会や自治会町内会、民生委員・児童委員、学校、障害者施設、事業所等の地域の関係団体と連携をとり、顔の見える関係づくりや世代間交流に努めていきます。また、新しい担い手の発掘と育成につながるネットワークの構築や連携に努めていきます。
- 4 錦町マリンハイツでは元気づくりステーションに出向き、健康チェック相談会などを通じて、声をかけ合う関係づくり・住民同士の見守りなどの体制強化が図れるよう、自治会町内会や老人会、管理組合等との連携に努めていきます。
- 5 区内地域包括支援センター合同でケアマネジャー向けの交流会(ケアマネサロン)を開催し、ケアマネジャー同士の交流の場として気軽に相談できる場を提供していきます。

### オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

- 1 中区の区政運営方針、基本目標「誰もが安心と活力を実感するまち中区～住んで良し、働いて良し、訪れて良し～」について、地域福祉の推進を担う地域ケアプラザとして、自治会町内会や民生委員・児童委員をはじめ地域活動グループと連携をとり、その実現に向け

て行動していきます。

- 2 中区福祉保健センターとの協議により、第5期区福祉保健計画の各地区別計画策定に向けた取組に参画し、区の福祉保健等についての動向や地域の状況等の情報共有をしていきます。
- 3 地区別計画では地区支援チームの一員として6職種が参画し、連携を図りながら課題解決に向けた取組や、地区別計画推進の委託業務や地区別計画策定委員会への事務局としての参加、地域に向けたPR活動を行っていきます。

#### カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

自主事業の企画検討に当たっては、中区の地域福祉保健計画を意識して行い、計画の推進に取り組めます。地区別支援チーム及び地区別計画の会議で検討された課題等については、所内でも情報共有を行い、地域ケアプラザ全体で地域の皆様に支援できるように努めます。

地域の関係団体との連携を密にし、地域課題の解決に向けて協働し、地域の皆様が主役となって取り組めるように支援していきます。

また、地域ケアプラザが日頃から連携している、医療機関、介護保険事業所、障害関係団体、子育て団体等と民生委員・児童委員や連合自治会町内会、単位自治会町内会、地区社会福祉協議会との橋渡し役となる事により、区計画と地区別計画の連携にも尽力していきます。

#### (2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

##### ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・外国人・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

- 1 高齢者、障害者、子育て支援など、それぞれの地域ニーズや特性に応じた企画を行い、幅広い階層の参加が得られるような自主事業を展開します。  
なお、実施にあたっては日頃のネットワークを活かして、地域の民生委員児童委員協議会や医療機関、施設、ボランティアグループ、介護保険事業所、保健活動推進員、食生活等改善推進員（ヘルスメイト）などから多大な協力を得ており、今後もこれを推進し、また協力を積極的に呼びかけます。
- 2 地域ニーズを反映した、地域からの企画を事業化します。
- 3 毎年文化祭週間最終日に地域ケアプラザ祭り「はらっぱ祭り」を実施し、地域の幅広い世代の方にも気軽に利用できる身近な存在であることを伝えていきます。



はらっぱ祭り

4 参加者の方々に、それぞれの事業の目的や地域ケアプラザの役割等を明示、周知して、福祉保健の推進につながる事業展開をしていきます。

5 地域の珈琲店店主から珈琲の入れ方を学ぶ「珈琲ボランティア講座」では、集まった参加者の活動の場として「Chill Cafe」を企画しました。ボランティア自らが運営できる事業を充実させ、また個人の趣味や興味を通じてボランティアの拡充を図り、社会参加の機会を増やします。



珈琲ボランティア講座

6 地域ケアプラザの自主事業から発展した自主サークルが、スムーズに活動できるよう支援します。シニアリトミック、太極拳、英語の会、歌の会、子育てサークルが団体として登録し、活動発表の場や仲間づくりが広がっていくよう今後もサポートをしていきます。



「Chill Cafe」の様子

## イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

地域の多くの皆様に利用していただくために、広報紙や地域の会合等で案内する等、積極的な広報を行い、これまであまり地域ケアプラザに関心のなかった方にも活用していただけるような情報提供を工夫して行っています。

### 1 施設の利用率向上の対策

#### (1) 施設の積極的紹介

ア 各自治会町内会の総合防災訓練等、地域の行事に積極的に参加し、これまで地域ケアプラザを利用されたことがない方々にも施設紹介を行っていきます。

イ 5種職（地域活動交流コーディネーター・生活支援コーディネーター・保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士）が連携を図り、高齢者の地域サロン、障害者施設、赤ちゃん学級、子育てサロンなど幅広い層に施設を紹介し、各種事業を案内していきます。

ウ 登録団体及び、今後利用したい方を対象に、年に2回貸館説明会を開催しています。この場を利用して、各団体の紹介、ボランティア活動についての紹介をすることで様々な活動を知る機会を提供します。

#### (2) イベント開催

ア 地域ケアプラザまつり（はらっぱ祭り）他施設との共催イベント等、どなたでも気軽に参加できるイベントを積極的行っていきます。

イ 地域住民、中区社会福祉協議会、区民利用施設、障害者施設等との共催事業の実施に

より、地域の方々が幅広くふれあう機会を提供していきます。

- ウ 他にも、民生委員児童委員協議会、中区社会福祉協議会、地区センター等との共催事業の実施により、地域の方々が幅広くふれあう機会を提供していきます。

## 2 効率的な施設貸出の方法

当地域ケアプラザを拠点に活動するサークルやボランティア等のグループを育成・支援し、グループの自主活動に向け、施設を貸し出します。

また、貸室の希望が重なった際などは調整を行い、少しでも多くの方に利用頂けるよう工夫していきます。

## ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

多様化・複雑化する地域のニーズに対応するため、柔軟に、きめ細かく対応できるボランティアとの協働が必要です。

地域ケアプラザでは、長年ボランティア活動を続けてくださっている方が多く、デイサービスでのボランティア活動のほか、老人福祉施設や保育所、地域のニーズにあわせてボランティアを依頼しています。新たなボランティアを発掘し活動しやすい環境づくりを行うため、ボランティア間の協働やネットワーク化による活動内容を充実させるなど、今後増加が見込まれる団塊世代の方々が活動しやすいような取組を行います。

### 1 ボランティア登録

- ア 地域活動交流担当は、ボランティア活動に関しての相談、情報提供を一元的に行い、地域ケアプラザでの実務経験と福祉、介護に関する幅広い知識やノウハウを持つ職員を配置します。

- イ 個人またはグループで活動のできるボランティアの登録を受け付け、地域ケアプラザ内や地域での保健福祉に関する活動の場を提供し、「よこはまシニアボランティアポイント事業」につなげます。また、活動のモチベーションが上がるよう情報提供や働きかけを行い、活動開始のきっかけ作りを支援していきます。必要に応じて、登録研修も実施します。

### 2 育成体制

- ア ボランティアがより安心して活動できるように専門知識、介護技術、認知症サポーター養成講座、傾聴の研修を定期的開催していきます。

- イ 将来の担い手である小学生・中学生のボランティアの発掘・育成のため、地区センター、コミュニティハウスと協力し、様々な事業を行っていきます。

ウ 子どもたちの活動や総合学習等での取組を地域の方に向けて発信できる場や地域とのかかわる機会を提供し、地域に見守られていることを実感できるような場づくりを目指します。

エ 小中高生のデイサービスにおける職場体験や総合学習協力依頼を積極的に受け入れ、児童・生徒の頃からボランティア活動に親しむよう働きかけます。



本牧小の児童も参加した  
「ヤシの木カフェ」

### 3 ボランティアコーディネート

ア 地域での活動の場については、中区社会福祉協議会とも連携しながら、コーディネートを行っています。

イ 貸室利用団体のボランティア活動を支援するために、様々な活動の場を提供していきます。地域ケアプラザの自主事業でのお手伝い、地域イベントでの活動など、連携を図りながら、活動の奨励を行っています。

ウ 傾聴ボランティアについては、デイサービスを始め近隣の高齢者施設での活動を促進するなど後方支援を行っています。

## エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

地域の多くの皆様に利用していただくために、広報紙や地域の会合、サロン等に出向き案内、また地域の掲示版や回覧版などで積極的な広報を行うとともに、幅広い世代に活用していただけるようホームページでの情報発信を行います。

### 1 情報収集

#### (1) 施設の積極的紹介

ア 各職種が担当事業等において、地域における福祉保健活動に関する情報の収集に努めます。それぞれで集めてきた地域情報は、当法人で作成した地域アセスメントシートに落とし込み、所内会議や所長を含めた6職種会議や、区役所との会議で共有します。

イ 各職種が連絡会や研修会等に積極的に参加し、より広域における福祉保健活動に関する情報や社会資源等について常に情報収集するよう努め、地域における支援につなげます。

ウ 地域で開催されている会合やサロン、連合自治会町内会、単位自治会町内会等各団体の行事やイベントに積極的に参加することで、地域の方の声を直接聞いて情報収集に努めます。

## 2 情報提供

- (1) 地域ケアプラザで実施している通年の事業や単発のプログラム等はそれぞれにチラシやポスターを作成、外国籍の方が多いエリアのため必要に応じて英語や中国語に翻訳し、館内の見やすい場所に配架、掲示します。また自主事業等や中区のコミュニティ放送局「マリンFM」と連携し番組での宣伝、周知をしていきます。
- (2) 地域の方向けに広報誌「はらっぱ通信」を2か月に1回作成し、地域ケアプラザの自主事業、季節に合わせた健康に関する情報や、協力医による健康コラム、災害などへの備えの他、ボランティア団体に関する情報提供を行います。
- (3) 回覧板や掲示板を目にする機会の少ない若い世代や仕事で忙しい方にも地域ケアプラザの情報や地域の情報を伝えられるようホームページを活用、随時更新していきます。
- (4) 貸館登録団体の情報ファイルを随時更新し、最新の情報提供に努めています。
- (5) 貸館利用登録団体の活動を周知するため、施設内フリースペースに各団体の情報を掲示する他、今後も様々な機会を通して各団体の活動を周知し、各団体への参加者の増加、団体間の親睦交流を支援します。
- (6) その他、地域の団体等のイベント・会議等に参加する中で、その場で必要とする情報や福祉保健に関する情報提供を行います。また、こちらからも声をかけ様々な世代の方々のニーズ把握に努めます。特にURベイシティ本牧南では外国籍の住民が多く住んでいることから、必要な情報が届くようにチラシ等を英語や中国語に訳し、孤立しがちな外国人高齢者に対して情報提供に努めています。

### (3) 生活支援体制整備事業

#### ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

- 1 各町別の地域アセスメントシートを作成し、それぞれの町の特性を把握した上で6職種会議の中で情報交換・検討、目標を設定し、計画的に地域の支援に取り組みます。
- 2 地区センター、コミュニティハウス等の地域の活動拠点とも連携し、住民主体の活動について情報収集を行います。
- 3 関係団体、自主サークル等からの情報や、地域住民との会話、また住民主体の活動に積極的にかかわりを持ち、高齢者の日頃の暮らしの中からニーズや生活課題の把握に努めます。

## イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

- 1 区内の生活支援コーディネーター連絡会や法人の専門職会議等に参加、民間企業等の社会貢献事業について情報収集を行い、地域住民や関係団体に情報提供や活用できるよう働きかけを行っていきます。
- 2 新本牧地区の民生委員が不在で自治会町内会が存在しないUR住宅では、管理会社であるURコミュニティ、民生委員児童委員協議会と協働し、高齢者を対象としたコミュニティの場を設け、地域で見守る体制作りに努めていきます。
- 3 第4地区南部の商店街にあるコミュニティカフェ「街カフェ楽」では、ボランティア有志によるミニデイサービス「ほんもく楽の会」が開始されましたが、担い手不足から一時中断されました。地域ケアプラザで養成した「傾聴ボランティア」が協力し、継続的な運営と外出に課題のある高齢者に対する同行支援を試みるなど、新たな地域資源の構築に努めていきます。
- 4 コロナの感染状況が拡大した折、三密を避けた生活が推奨される中、気力体力の落ちている高齢者が増えているという地域からの声もあり、それぞれのご自宅で、歌を歌うことで元気になってもらおう！と「マリンFM」と協働で高齢者向けの歌番組を実施しています。ラジオの放送がきっかけで、自宅でも声を出して歌う環境が整えられ、健康維持が出来ていると放送を聞いている高齢者から反響がありました。また地域の情報や災害時の避難情報など、防災情報も併せて放送されていることから、コミュニティFMが災害時の一助となること、また情報弱者と呼ばれる高齢者自らが情報を入手できることを知ってもらう機会としています。
- 5 民間企業と連携し、企業の地域貢献活動を進める取組として、気軽に健康状態等を確認できる推定野菜摂取量が測定できる「ベジチェック」や「血管年齢測定」を地域のサロンで実施します。外出することに消極的であった高齢者が顔を出すきっかけとなるため、地域での見守りを進めていきます。

## ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

- 1 第4南部地区社会福祉協議会の皆さんとコロナ禍での「交流や居場所」について意見交換を行ったところ、外出自粛により、体力気力の低下が目立つ高齢者が増えているとの意見が多く寄せられました。そこで参加者の家に近い身近な場所で、少人数で集うスタイルでの「移動サロン」をスタートすることにし、毎月1回、4か所の町内会館を会場に実施しています。今まで会場が遠く参加できなかった方が、自宅に近い場所の会場に足を運ぶ姿や「サロン」に初めて参加する男性が増えるなど「移動サロン」を通じて新たな交流が生まれています。今後は更に地域ケアプラザの登録ボランティアを紹介し、活動に繋げ交流や居場所が広がる

支援を引き続き行っています。

- 2 新本牧地区は米軍接収後開発された住宅地であるため、集合住宅が多く、隣近所との関係も希薄で「見守り」や「助け合い」の意識が薄く、災害時に不安を抱える住民からの声が多く寄せられています。自治会が解散したベイシティ本牧南、設立当初から自治会がないプロムナード、ベイサイド本牧の3つのUR住宅では、住民の交流できる場がないことから、UR横浜すまいセンターに働きかけ、民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会と連携し、高齢者対象に3住宅合同の「敬老のつどい」を開催しました。対象者を拡大し、多世代交流ができる場づくりを進めています。

「パークシティ本牧」ではプライバシー重視の建物の構造上、近隣の特には高齢者の生活の様子の変化に気づきにくく、深刻な状況になってから相談に繋がるケースも多く、日頃から見守りの必要性のある住民が増えてきたと言う話を聞く機会が増えました。そのような課題に対応するため、普段は話合いの機会を敬遠している自治会町内会、老人会、民生委員、関係機関等と協議体を実施し、意見交換をする場をつくりました。今後は情報共有と関係性の構築がスムーズに行われるよう支援していきます。

- 3 中区の生活支援コーディネーターとタクシー会社で高齢者の移動について区域の協議体を実施してきました。地域ケアプラザでは、民生委員・児童委員、老人クラブ等地域の活動団体に向けて、タクシーが地域の公共交通機関として実際に行っているサービスの説明会を実施しました。高齢者の皆さんが社会参加できる取組として、ひとり暮らし高齢者向けにタクシーで出かけるイルミネーションツアーやお花見ツアーが実現しました。歩行に不安のある高齢者や夜の外出に不安を抱え躊躇していた高齢者が、自宅の前からの送迎が行われることで、出来ないとおきらめていた仲間との外出が実現しています。これがきっかけで老人クラブや地区社会福祉協議会のイベントに活用するなど高齢者の外出支援として根付いてきています。今後更に高齢者の社会参加の機会を増やすことができるよう様々な企画を立てていきます。



地区社会福祉協議会主催で行った  
イルミネーションツアーの様子



## エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

- 1 地域活動を行っている場所に足を運び、担い手や参加者との会話の中から生活上のニーズを把握し、6職種でそのニーズに応える方法を検討していきます。また広報誌やチラシの内容を地域のサロン等に職員が出向くときに持参し、参加者へ情報発信を行うと同時に高齢者自身が情報を選べるよう働きかけを行います。
- 2 高齢者の身近な存在である自治会町内会、民生委員、老人クラブ、ケアマネジャー等と連携し、高齢者の生活上のニーズを把握する機会やまた単位自治会町内会規模での社会資源の情報を集約し提供することを通じて、高齢者が住み慣れたまちで生活が継続できるよう支援を行っています。
- 3 生活支援コーディネーターが作成している「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ (Ayumu)」の活用をケアマネジャー等関係機関に周知し、必要な社会資源のマッチングを支援します。

## (4) 地域包括支援センター運営事業

### ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

#### 1 運営方針

- (1) 地域包括支援センターの機能は、誰もが気軽に足を運んでいただき、様々なニーズや福祉課題に対し丁寧に対応していくことです。また、課題解決に向けて伴走的支援をすることです。この機能を、わかりやすく地域へ発信していきます。
- (2) 高齢者の心身の衰えへの対応、ひとり暮らしや認知症高齢者、虐待等の課題把握だけではなく、障害や子育てに関する課題、ヤングケアラー支援などの相談にも真摯に向き合います。地域包括支援センターの3職種（保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー）が積極的に地域訪問を行って情報入手に努めるとともに、行政や民生委員・児童委員、医療機関、ケアマネジャーなど様々な機関と連携し、迅速、丁寧な対応に努めていきます。
- (3) 地域ケアプラザの特性を活かし、6職種の職員が連携し、各ネットワークを生かして、課題の把握を行い、支援につなげていきます。

#### 2 総合相談支援

- (1) 当地域ケアプラザの担当地域は、幹線道路のバスが主な交通であるため、地域ケアプラザへのアクセスが不便な地域もあります。そこで地域ケアプラザに来所せずとも気軽に相談できるよう、町内会館等で行っているサロンや様々な教室等の活用や、自宅訪問などで速やかな相談対応を行います。
- (2) 地域の総合相談に関しては、当事者のみならず家族や地域の状況も踏まえ、地域包括支援センターの職員が速やかに訪問し、対応します。

- (3) 区役所や地域の関係者（民生委員・児童委員など）、ケアマネジャーとのネットワーク構築を図り、地域での話し合いを開催するなど、密接な連携と情報共有により、地域のニーズを把握するように努めます。
- (4) 地域ケアプラザの特性を生かし、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターと地域包括支援センター職員が連携し、各ネットワークを活かして課題の把握を行い、支援につなげます。

## イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域住民の認知症に対する理解を深め、当事者が役割を持って参加できる居場所づくりや見守りサポート体制づくりが求められています。

- 1 認知症の方を介護している家族の集い「グリーンリーフ」を毎月開催し、介護者支援を行うと共に、「認知症サポーター養成講座」を継続的に開催し地域に認知症の理解が広がるようにしていきます。

また、個別の地域ケア会議を通して地域での見守りや、認知症の理解についての話し合いの場の提供を行っていきます。



「グリーンリーフ」でバリスタ体験の様子



地域ケア会議の様子

- 2 中なかいいネ！「見守りキーホルダー」を、地域住民、企業や、サービス事業所などに周知し、地域で見守り、支援する仕組みづくりを推進していきます。



- 3 地域の方に対し認知症について理解を深めていただき、認知症になっても安心して暮らせる街づくりを目指します。さらに、子ども達にも早い段階から認知症について理解を深めてもらえるよう、地域交流コーディネーターと協力し、近隣の小中学校に向けて講座の開催を働きかけていきます。今後はキッズクラブや学童クラブにも拡大し、声掛けを行っていきます。



認知症サポーター養成講座の様子

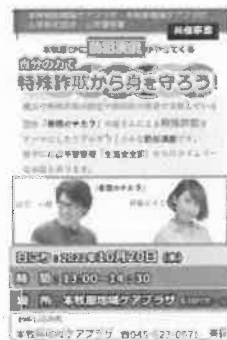
### ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 高齢者の虐待や権利擁護に関しては、相談者自らが主体的に問題解決に当たれるように、専門職とも連携して、専門的・継続的な視点から支援していきます。特に、区役所と十分に連携しながら支援を行っています。
- 2 益々複雑化する特殊詐欺については、警察と連携して、地域の方に身近な問題として捉えていただけるよう啓発事業に取り組みます。



特殊詐欺予防講座の様子



- 3 エンディングノートの普及啓発と、成年後見について研修を定期的に行っています。また、相談者にわかりやすく説明できるよう、リーフレット作成も行いました。今後も備えについての普及啓発を継続して行っています。



終活講座の様子



任意後見についての説明リーフレット

- 4 虐待通報のあったケースについて、区高齢・障害支援課と連携を図り、迅速に対応していきます。被虐待者のみではなく、役割分担をして擁護者支援も行っていきます。
- 5 令和3年度から中区6つの地域ケアプラザ、中区高齢・障害支援課、中区社会福祉協議会と合同で終活講座を行っています。引き続き、中区社会福祉士部会（中区6地域ケアプラザ）で「元気なうちに備えましょうネ 連続終活講座（相続・遺言、任意後見制度、生前整理とエンディングノート）」を開催していきます。

## エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

### 切れ目のない支援（包括的・継続的ケアマネジメント支援）

#### ■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- 1 地域のネットワーク作りのため、民生委員児童委員協議会の定例会や地域の行事に出席し、地域の状況やニーズの把握に努めるとともに、個別ケースの対応に努めていきます。
- 2 区内地域包括支援センター合同でケアマネジャー向けの交流会（ケアマネサロン）を開催し、ケアマネジャー同士の交流の場として気軽に相談できる場を提供していきます。
- 3 ケアマネジャー等からの相談を受けるとともに、困難事例については適宜同行訪問し、区役所との定例カンファレンス等で支援方法を検討していきます。
- 4 区役所と区内地域包括支援センター合同で、新任ケアマネジャー向けの研修を行うなど、継続的なサポートをしていきます。
- 5 中区事業所連絡会（介護の Wa！なか）と共催し、地域のケアマネジャー向けの勉強会を開催し、介護保険の制度改正や最新情報を情報交換することで個々のスキルアップを目指していきます。

#### ■在宅医療・介護連携推進事業

在宅療養者への対応がスムーズに行えるよう、中区医師会とも連携を深め、医療と介護の連携を意識したケアマネジャー支援に努めていきます。

## オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

- 1 複合的な問題を抱えるケースや、地域の介入が必要なケースを中心に、個別レベルの地域ケア会議を開催します。その中で、地域住民としてできることや、新たな地域課題について自らのこととして考え、次につながる会議開催を進めます。
- 2 包括レベルの地域ケア会議では、地域の課題として挙げた個別ケースを、関係者（地域包括支援センター職員・地域住民・医療機関・ケアマネジャー・NPO・民間企業、警察、消防など）と協働してそれぞれの立場で出来る支援について検討していきます。
- 3 ネットワークを構築すると共に、地域住民の共通認識の中から、新たな資源が生み出されるよう、地域への働きかけも行い、伴走支援を行っていきます。
- 4 本牧原地区の中でも自治会町内会エリアに細分化し、その地域の特性や地域環境を共有したうえで地域ケア会議を開催します。自治会町内会毎に地域課題や住民の意識にも相違があり、それらを統合して本牧原地区全体の課題発見と必要な社会資源の開発につなげていきます。
- 5 行政とは、新たなインフォーマルな資源を生み出すことにより、自助・共助・公助を組み合わせた地域のケア体制を整備し、地域住民がその人らしく暮らせる街づくりに向けたシステムを構築できるような取組を協働して行っていきます。

## カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

超高齢社会となり、要支援者が増える傾向にある中、要支援者の意思及び人格を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供することで、お客さまが住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援します。一人ひとりの心身状況や環境に応じて、ご本人と計画作成者がともに目標に向けて取り組むことを大切にし、きめ細やかな対応をしていきます。

### 1 人員の確保、育成

介護予防ケアプラン作成担当者の専門性を高めるため、採用時及び定期研修を年1回以上実施します。

### 2 コンプライアンスの徹底（公正中立なサービス調整）

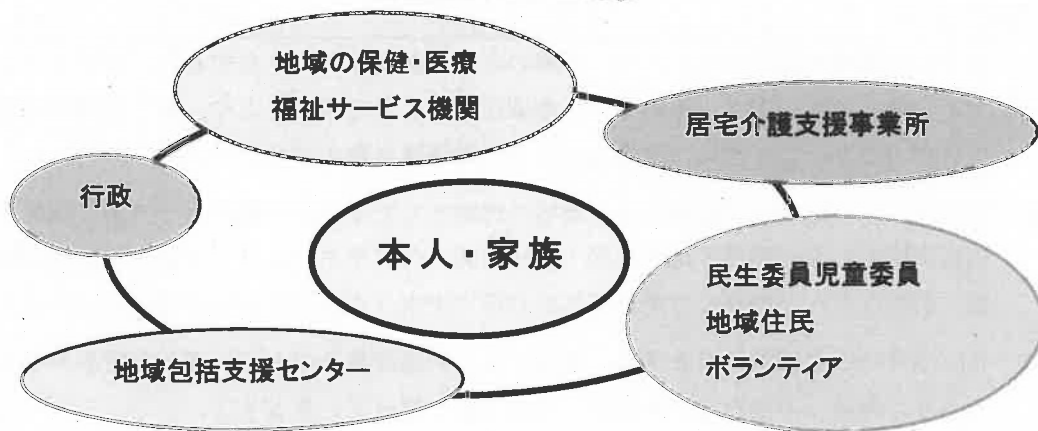
関係法令の遵守を基本とし、区役所や地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティア団体などから総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正中立な立場に立ち介護予防プランを作成します。

### 3 居宅介護支援事業所との連携強化

お客さまやご家族の状況に合わせ、効果的な介護予防プランが提示できるよう委託先のケア

マネジャーと連携し、支援を行います。

#### 関係機関との連携図



#### キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくが具体的に記載してください。

##### 1 運営方針

二次予防事業対象者（介護保険で非該当と認定された方や生活機能の低下が心配され、介護が必要となるおそれのある高齢者）と一般高齢者に対して、「自立支援」や「尊厳保持」を図り、住み慣れた地域で生活を継続できるように「フレイルの早期発見・早期予防」「自立を支援する」「要介護状態になることを遅らせる」「維持・改善を図る」ことが介護予防事業の目的です。

地域ケアプラザは事業の中核となる存在として、支援活動および普及啓発活動を行います。

- (1) 地域の食事会や交流会、老人クラブ、地域ケアプラザの自主事業等の機会に二次予防事業対象者の把握に努めます。
- (2) 民生委員・児童委員、老人クラブ、保健活動推進員・食生活等改善推進員（ヘルスメイト）と連携を密にし、潜在する二次予防事業対象者の把握に努めます。
- (3) 地域支援事業が円滑に推進できるよう、区役所や地域関係団体と連携し、地域での体力測定を積極的に行っていきます。

##### 2 介護予防事業の展開

###### (1) 普及啓発

ア 介護予防事業として、運動機能維持・向上プログラム、口腔、栄養、フットケア講座など介護予防に効果のある事業を実施していきます。



運動機能維持・向上プログラム



ヘルスメイトによる低栄養予防講座



歯科衛生士によるオーラルフレイル予防講座



本牧病院の理学療法士による膝痛予防講座

イ 地域の民生委員・児童委員、保健活動推進員との連携により、地域の食事会や老人会、元気づくりステーションへ出向き、フレイル予防の大切さを周知します。

ウ フレイルの早期発見・早期予防を目的として、地域の集いの場に出向き、地域ボランティア（以後：健康づくりサポーター）による体力測定会をコンスタントに開催していきます。また、“体力測定”だけで終わらないように体力測定会前後に健康づくりサポーターによるハマトレ体操を導入していきます。



5 m 歩行測定



握力測定



椅子立ち座り測定



開眼片足立ち測定



健康づくりサポーターによる  
開始前ストレッチ



健康づくりサポーターによる  
終了後の体操

エ 区役所、中区社会福祉協議会、居宅介護支援事業所、区内の地域ケアプラザ、医療機関、在宅サービス機関、学校、企業等と連携し、介護予防の必要性の普及、啓発を行います。

## (2) 地域活動の支援

ア 健康づくりサポーターのスキルアップを目指し、区役所・横浜市スポーツ協会と連携し定例会や勉強会を開催していきます。また、健康づくりサポーターの中からハマトレ体操ができる“体操トレーナー”を養成し、身近な場所で体力づくりができることを目的に、体力測定会の前後に参加者とハマトレ体操を行っていきます。



健康づくりサポーター定例会の様子



体操トレーナー養成講座でのハマトレ体操

イ 元気づくりステーションとして、身近な地域で介護予防の取組が継続できるよう中区役所と連携し支援していきます。また、引き続き、現在の5か所以外の新たな元気づくりステーションの立ち上げにより、地域の介護予防の取組の充実を図ります。また、それぞれの体力測定会の実施後に測定結果が次につながるような支援を進めていきます。

| 名称              | 日時・場所                               | 内容                                                                                |
|-----------------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 1) 坂の上の<br>体操教室 | 10:00~11:00<br>(第1、3水曜日)<br>緑ヶ丘町内会館 | 地域運動指導員による運動、コグニサイズ、茶話会を実施します。<br>男性の参加者が少なかったですが、近年増加傾向にあります。<br>年1回体力測定会を実施します。 |



|                    |                                                      |                                                                                                                                         |
|--------------------|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2) 大鳥元気<br>クラブ     | 9:30~10:00<br>(第2、4木曜日)<br>大鳥自治会館                    | ハマトレ、その後グランドゴルフ実施。<br>大鳥地区は住民の見守り・支えあいが充実しています。参加者のほとんどが80代後半ですが、ほとんど自立して介護予防に取り組んでいます。<br>意欲的に介護予防に取り組めるように支援を継続していきます。年1回体力測定会を実施します。 |
| 3) マリンハイツ<br>健康クラブ | 10:00~11:00<br>(第1、3木曜日)<br>錦町横浜マリン<br>ハイツ集会所        | 第1木曜日:地域運動指導員による体操、<br>コグニサイズ実施<br>第3木曜日:茶話会<br>参加人数10名程度で高齢の住民も多く介護保険申請も多くなっているため体操への呼びかけは継続して行っています。年1回体力測定会を実施します。                   |
| 4) マレット<br>ゴルフ同好会  | 10:00~11:30<br>(毎週月・水・金)<br>横浜港シンボルタワー<br>マレットゴルフコース | 他の地区の方も集って行っているため、今後も健康づくりの一環として継続できるように支援していきます。年1回体力測定会を実施します。                                                                        |
| 5) カンガルー<br>あしのケア  | 10:00~11:30<br>(毎月第4金曜日)<br>本牧原地域ケアプラザ<br>多目的ホール     | いつまでも歩ける足を目指しフットケアや膝痛予防体操を交互に行います。令和6年度より本格的に元気作りステーションとし始動しています。年1回体力測定会を実施します。                                                        |

ウ 各地区で活動しているサロンや教室の支援者と参加者がその意義を共有し、継続的に活動ができるよう引き続き支援していきます。

エ 地域ケアプラザから遠い地域での支援者を増やすため、中本牧コミュニティハウスや地区センター、上台集会所、自治会館等の施設に出張して講座等を企画・実施します。

## ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

- 1 地域ケアプラザの6職種は、中区地域福祉保健計画「中なかいいネ！」の地区別計画に沿って地域の会議や行事に参加することで、各地区の特徴やニーズを把握し、地域課題について一緒に考えていく伴走支援をしていきます。
- 2 エリア内のケアマネジャーやサービス提供事業所と民生委員・児童委員との交流会や医療機関との交流の場を作り、事業者同士の理解を深め、事業所と地域とのつながりが強くなるよう支援していきます。エリア内に留まらず、近隣のケアマネジャーにも、地域のインフォーマルサービスについての情報提供を行っていきます。
- 3 よこはまシニアボランティアポイント説明会を地域ケアプラザ内で行ったことで、活動に興味を持ちボランティア登録者を増やすことができました。今後も定期的に行うことで、ボランティア登録者を増やし、地域で必要としている団体やサービスにつなぐことができるように幅広く情報収集していきます。

## (5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

### 1 運営方針

要介護者へ質の高いケアマネジメントを実施するべく、エリア内のさまざまな関係機関とネットワークを構築していきます。多職種が協働して対応し、地域に根ざした身近で、かつ信頼される事業所となるよう努めていきます。

地域ケアプラザ内の居宅介護支援事業所という特色を生かし、地域包括支援センターとの連携も密にしながら、きめ細やかに個別対応をしていきます。

また、特定事業所として、お客さまの相談に随時対応できるよう 24 時間連絡の取れる体制をとっていきます。

### (1) 在宅生活を支援します

要介護状態になった方が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、一人ひとりの能力や状態、解決すべき課題（ニーズ）を的確に把握し、心身の状況や環境等に応じた適切なサービス提供に努めていきます。

- ・ 自立支援（身体的自立・精神的自立）
- ・ 認知症支援
- ・ 医療連携
- ・ 自己実現（QOLの向上）
- ・ 家族支援（レスパイトケア）

## (2) コンプライアンスの徹底（公正中立なサービス調整）

関係法令の遵守を基本とし、区役所や地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正中立な立場に立ちケアプランを作成します。

## (3) サービスの質及び職員の資質向上

- ア お客さまやご家族の意向を尊重し、予後予測の視点をもって適正にケアマネジメントができるよう人材育成に努めていきます。
- イ ケアマネジャーの専門性を高め、質の向上を図るために、法人本部で採用時及び定期研修を実施していきます。
- ウ 特定事業所としてより質の高いサービスを行う為、法人の地域ケアプラザ全体で特定事業所の管理者の定期的な会議に出席し情報交換や制度理解、ケアプラン作成研修、業務改善等に取り組んでいきます。
- エ 「自立支援」「認知症支援」「医療連携」に強いケアマネジャーを育成するために、テーマ別の勉強会を行っていきます。
- オ 毎週、事業所内でミーティングを行い、対応困難ケースの共有や事例検討を行い、ケアマネジャーのスキルアップとサービスの質の向上に努めています。
- カ 中区ケアマネ連絡会にて行われる研修や事例検討会で地域のケアマネジャーと地域情報の共有をしていきます。

## (4) 他の居宅介護支援事業所との連携

- ア 特定居宅介護事業所として、他居宅介護支援事業所と事例検討会を行い、お互いが抱えているケースや課題の解決だけでなく、地域に根付いた居宅介護支援事業所として活動できるように、連携の会議を開催しています。この会議では、個別ケースの検討だけではなく共に取り組める活動についても意見交換を行っており、今後も発展継続していきます。
- イ 中区には行政を含め、居宅介護支援事業所だけでなく、訪問看護事業所、訪問介護事業所、福祉用具事業所、通所介護事業所でサービスの質の向上や地域支援の充実に向けた会議（かいごのWa! なか）が毎月あります。積極的に参加し、活発な意見交換を行い事業所間でのネットワークの構築に努めていきます。
- ウ お客さまの課題の解決だけではなく、その方が持っている強みを活かせる場づくりなどにも地域や地域包括支援センターや生活支援コーディネーターと協働で取り組んでいきます。
- エ 指定居宅介護支援事業所として、地域包括支援センターと定期的に連携を図り、担当しているお客さまだけではなく、ご家族を含めた総合的な支援が行えるよう対応していきます。

(6) 通所介護等通所系サービス事業 \* デイあり施設のみ記載してください

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

## 1 運営方針

### (1) わかりやすい事業呼称

通所介護、認知症対応型通所介護という名称はサービスの内容がイメージしにくいいため、当地域ケアプラザでは誰にでもわかりやすい通所介護「すずらん」認知症対応型通所介護「ひまわり」という呼称にし、わかりやすく広報をしていきます。

### (2) 「お客さまに信頼され、笑顔でつながるデイサービス」

誰にでもわかりやすい言葉で法人全体のデイサービスの目標を設定し、見えやすい部分に掲示し、運営にあたっていきます。

### (3) 在宅生活を支援します

住み慣れた地域での在宅生活を長く継続できるよう、自立に向けた支援を行います。デイサービスご利用時、洗濯物たたみやおしぼり配布などできることはご自身で行って頂くことで、日常生活動作の訓練につなげていきます。ストレッチ、転倒予防体操を含む機能訓練、身体を動かし楽しみながら参加できる曜日レクリエーション等を行っていきます。

### (4) サービスの質及び職員の資質の向上に努めます

ア 法人独自の研修センターでは法人内全事業所の生活相談員をはじめ、職員に向けて様々な研修を毎年実施していきます。具体的には、職員の経験年数、職位に応じた「階層別研修」、接遇や介護技術などテーマ別の「課題別研修」、職種毎に必要な知識・技術の習得を目指す「職種別研修」、介護福祉士などの資格取得を支援する「資格取得支援研修」などがあります。

イ 法人全体で「STOP 腰痛！宣言」のスローガンを掲げ、ノーリフティングケアを推進していきます。事業所でも腰痛予防研修として、職員の体力測定会、腰痛予防体操の実施、安全・安楽な介護サービスが提供できるよう、介護技術研修を実施していきます。

ウ サービスに対する、より広い視点と発想を持てるよう、生活相談員会議、デイスタッフ会議、ナース会議、厨房会議、ドライバー会議を実施していきます。デイ会議に研修講師を招いて、介護技術のスキルアップを図るなど定期的に全職種のスタッフを対象に研修に取り組んでいきます。

また、ドライバーには安全運転研修を実施します。

## 2 サービスメニューについて

### (1) 法人で共通して取り組んでいるサービスメニュー

ア チューリップホルダーを作成し、お客さまの緊急時に活用して頂きます。

イ 毎月のお客さま・ご家族への報告は写真付きで報告しており、その月の血圧、体温、脈拍等の記録グラフを添えて体調変化の確認も出来るように工夫していきます。

## (2) 当地域ケアプラザで取り組んでいるサービスメニュー

- ア 入浴については、季節の移り変わり目や香りを感じることで、心身共にリラックス・リフレッシュしていただけるように、菖蒲、柚子、入浴剤による季節湯を楽しんでいただきます。
- イ 獅子舞保存会や保育園・幼稚園の園児、小中学校等の訪問機会を設け、お客さまに楽しんでいただける催しをすると共に、地域や世代間交流の場としても設けていきます。
- ウ お客さま自らおやつ作りをする「おやつレク」や年に1回バイキング週間を実施し、毎回異なるメニューを提供していきます。
- エ 転倒予防体操、機能訓練の他、午後のレクリエーションの時間には「筋トレ」「音楽体操」をご自身で選択し、身体状況に合わせた運動に参加していただけます。ご家族からも「デイサービスに行くようになって歩行状態が良くなった」と喜んでいただけるよう勧めていきます。
- オ 月間レクリエーションのカレンダー作りでは、貼り絵と塗り絵を組み合わせたカレンダーを手作りしていただきます。今後もお客さまの作製した作品はデイルームに展示後ご自宅にお持ち帰りいただきますので、楽しみにしていただけるような作品に取り組んでいきます。
- カ 毎週内容を変えての集団で行うレクリエーションゲームをご用意し、機能訓練を兼ねてのお客さま同士のコミュニケーションやスタッフとの交流の時間を作っていきます。
- キ 将棋、パズル、数字を使ったパズルゲーム、塗り絵、麻雀、編み物、習字、音楽など、その日いらっしゃるお客さまの趣味を活かしたレクリエーションを行っていきます。少人数で会話を楽しみながら参加していただき、編み物等の作品は文化祭に展示するなどボランティアの講師をむかえ、目標を持って取り組んでいただきます。
- ク デイサービスご利用時の変化を小まめにご家族にお伝えし連携を取っていきます。
- ケ ひまわり会議で、認知デイスタッフによる勉強会やカンファレンスを実施し、認知症を理解しお客さまに寄り添った介護を提供していきます。
- コ 食事はお客さまの大きな楽しみの一つです。当地域ケアプラザでは栄養バランスだけでなく、季節を感じるメニュー（お祝い事での松花堂弁当、バイキング食など）を考え、お客さまに楽しんで召し上がっていただけるような食事の提供に努めていきます。

## 6 収支計画及び指定管理料

### (1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用分配について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

地域ケアプラザをご利用くださるお客さまのニーズに合わせた運営を行い、サービスの質の向上を図るための経費を支出します。

#### 1 収支計画

地域ケアプラザを適切に運営するための収支計画を立て、地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業等、指定管理料を適切に支出します。

#### 2 利用者サービスのための経費

地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業における、テキスト代や材料費等については実費相当額を頂き、収支報告書において適切に報告しています。

また、通所介護・認知症対応型通所介護事業については、介護保険法における利用料徴収を法令に基づき行っています。

### (2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

#### 1 利用料金の収支の活用

|                           |                                                                                                                |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1) 自主企画事業                 | ア 事業の趣旨や内容を考慮した上で、必要に応じてその実費相当額を参加費として徴収<br>イ 徴収した参加費は、材料費やテキスト代、講師謝金、保険料等として使用                                |
| 2) 通所介護<br>認知症対応型<br>通所介護 | ア 食費や制作物に係る材料費等実費相当額をご負担いただき、その費用の一部に充当<br>イ 材料費等をご負担いただくことで、お客さまの希望に沿ったレクリエーション等を提供できるよう、バリエーションに富んだサービス提供を実施 |

#### 2 運営費等を低額に抑える工夫

|           |                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1) 組織的な取組 | ア 指定管理の運営経費が軽減されるよう、組織的に取り組み、全職員へコスト意識の徹底<br>イ 建物管理・保守、清掃等の委託業者の選定には、電子入札等を実施し、コストを可能な限り抑制<br>ウ 法人が受託している他の地域ケアプラザとの合同による車両リースの一括入札や消耗品の共同購入などによる経費節減<br>エ 超過勤務の適正管理を徹底することによる人件費の節減<br>オ 法人として、DX推進のためのロードマップを作成し、事務の効率化・ペーパーレス化、生産性の向上 |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|             |                                                                                                                                                                                                 |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2) 事務の効率化   | <p>ア 労務、経理等の事務処理に関しては、事務職員が法人本部と連携を取り、業務を役割分担</p> <p>イ DX推進により令和6年度人事・経理システム導入。今後、新たな勤怠管理、給与システム等を導入し業務の効率化</p>                                                                                 |
| 3) 環境への配慮   | <p>ア 環境に配慮しごみの減量や資源のリサイクル、リユースを積極的に実施</p> <p>イ 人事・経理システムやケアプランデータ連携システムの導入（準備中）によるペーパーレス化の推進、印刷機で必要なデータを選択できる複合機導入し不要な印刷による紙ごみの削減など紙資源の節減とごみの削減</p>                                             |
| 4) 省エネルギー対策 | <p>ア 節水システムの導入及び電気使用量の節減効果が見込まれる力率改善コンデンサーの設置、電力会社を変更する等、より安価な契約をすることによる光熱水費の削減</p> <p>イ 電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心掛け、冬季には服装で調節を行いながら室内温度の調整による経費節減</p> <p>ウ 不要な照明の消灯、使用していない事務機器の電源を落として電力の節約</p> |

指定管理料提案書  
(横浜市本牧原地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書  
(1) 地域ケアプラザ運営事業

| 項目          |                 | 積算根拠                                                        | 団体本部<br>経費<br>の含有                   | 金額          |             |             |             |             |
|-------------|-----------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|             |                 |                                                             |                                     | 令和8年度       | 令和9年度       | 令和10年度      | 令和11年度      | 令和12年度      |
| 人<br>件<br>費 | 賃金水準<br>スライド対象  | 【内訳】<br>賃金水準スライド対象人件費<br>・地域ケアプラザ所長<br>・地域活動交流Co<br>・サブCo等  | <input type="checkbox"/>            | 11,897,687円 | 12,059,495円 | 12,223,506円 | 12,389,746円 | 12,558,245円 |
|             | 賃金水準<br>スライド対象外 | 【内訳】<br>賃金水準スライド対象外人件費<br>・地域ケアプラザ所長<br>・地域活動交流Co<br>・サブCo等 | <input type="checkbox"/>            | 327,125円    | 327,125円    | 327,125円    | 327,125円    | 327,125円    |
| 事業費         |                 | 自主事業に係る経費(材料費、講師謝金等)                                        | <input type="checkbox"/>            | 756,691円    | 766,982円    | 777,413円    | 787,986円    | 798,702円    |
| 事務費         |                 | 備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、印刷製本費、事務消耗品費等                         | <input checked="" type="checkbox"/> | 5,094,602円  | 5,163,889円  | 5,234,117円  | 5,305,301円  | 5,377,454円  |
| 管理費         |                 | ・管理費<br>・施設維持管理費<br>(各種保守点検費)                               | <input type="checkbox"/>            | 9,948,745円  | 10,084,048円 | 10,221,191円 | 10,360,199円 | 10,501,098円 |
| 小破修繕費       |                 | ・小破修繕費 474,000円                                             |                                     | 474,000円    | 474,000円    | 474,000円    | 474,000円    | 474,000円    |
| 利用料金の活用     |                 | <介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>                                  |                                     | -1,378,850円 | -1,755,539円 | -2,137,352円 | -2,524,357円 | -2,916,624円 |
| 施設使用料相当額    |                 |                                                             |                                     | -1,776,000円 | -1,776,000円 | -1,776,000円 | -1,776,000円 | -1,776,000円 |
| 合計          |                 |                                                             |                                     | 25,344,000円 | 25,344,000円 | 25,344,000円 | 25,344,000円 | 25,344,000円 |
| うち団体本部経費    |                 |                                                             |                                     | 3,000,000円  | 3,000,000円  | 3,000,000円  | 3,000,000円  | 3,000,000円  |

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)



## (2) 地域包括支援センター運営事業

| 項目          |                 | 積算根拠                                                   | 団体本部<br>経費<br>の含有 | 金額          |             |             |             |             |
|-------------|-----------------|--------------------------------------------------------|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|             |                 |                                                        |                   | 令和8年度       | 令和9年度       | 令和10年度      | 令和11年度      | 令和12年度      |
| 人<br>件<br>費 | 賃金水準<br>スライド対象  | 【内訳】<br>賃金水準スライド対象人件費<br>・地域ケアプラザ所長<br>・地域包括支援センター職員等  | □                 | 23,596,836円 | 23,917,753円 | 24,243,033円 | 24,572,738円 | 24,906,929円 |
|             | 賃金水準<br>スライド対象外 | 【内訳】<br>賃金水準スライド対象外人件費<br>・地域ケアプラザ所長<br>・地域包括支援センター職員等 | □                 | 478,996円    | 478,996円    | 478,996円    | 478,996円    | 478,996円    |
| 事業費         |                 | 自主事業に係る経費(材料費、講師謝金等)                                   | □                 | 185,186円    | 187,705円    | 190,257円    | 192,845円    | 195,468円    |
| 事務費         |                 | 備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、印刷製本費、事務消耗品費等                    | ■                 | 3,620,515円  | 3,669,754円  | 3,719,663円  | 3,770,250円  | 3,821,525円  |
| 管理費         |                 | ・管理費<br>・施設維持管理費<br>(各種保守点検費)                          | □                 | 2,644,604円  | 2,680,571円  | 2,727,026円  | 2,753,978円  | 2,791,432円  |
| 小破修繕費       |                 | ・小破修繕費 126,000円                                        |                   | 126,000円    | 126,000円    | 126,000円    | 126,000円    | 126,000円    |
| 協力医         |                 | ・協力医 630,000円                                          |                   | 630,000円    | 630,000円    | 630,000円    | 630,000円    | 630,000円    |
| 利用料金の活用     |                 | <介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>                             |                   | -3,910,137円 | -4,318,779円 | -4,742,975円 | -5,152,807円 | -5,578,350円 |
| 合計          |                 |                                                        |                   | 27,372,000円 | 27,372,000円 | 27,372,000円 | 27,372,000円 | 27,372,000円 |
| うち団体本部経費    |                 |                                                        |                   | 1,500,000円  | 1,500,000円  | 1,500,000円  | 1,500,000円  | 1,500,000円  |

※2: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

## (3) 生活支援体制整備事業

| 項目          |                 | 積算根拠                                | 団体本部<br>経費<br>の含有        | 金額         |            |            |            |            |
|-------------|-----------------|-------------------------------------|--------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|             |                 |                                     |                          | 令和8年度      | 令和9年度      | 令和10年度     | 令和11年度     | 令和12年度     |
| 人<br>件<br>費 | 賃金水準<br>スライド対象  | 【内訳】<br>賃金水準スライド対象人件費<br>・生活支援Co    | <input type="checkbox"/> |            |            |            |            |            |
|             | 賃金水準<br>スライド対象外 | 【内訳】<br>賃金水準スライド対象外人件費<br>・生活支援Co   | <input type="checkbox"/> |            |            |            |            |            |
| 事業費         |                 | 自主事業に係る経費(材料費、講師謝金等)                | <input type="checkbox"/> |            |            |            |            |            |
| 事務費         |                 | 備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、印刷製本費、事務消耗品費等 | ■                        |            |            |            |            |            |
| 利用料金の活用     |                 | <介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>          |                          |            |            |            |            |            |
| 合計          |                 |                                     |                          | 6,185,000円 | 6,185,000円 | 6,185,000円 | 6,185,000円 | 6,185,000円 |
| うち団体本部経費    |                 |                                     |                          | 500,000円   | 500,000円   | 500,000円   | 500,000円   | 500,000円   |

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

## (4) 一般介護予防事業

| 項目       |  | 積算根拠        | 団体本部<br>経費<br>の含有        | 金額       |          |          |          |          |
|----------|--|-------------|--------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
|          |  |             |                          | 令和8年度    | 令和9年度    | 令和10年度   | 令和11年度   | 令和12年度   |
| 事業費      |  | 一般介護予防に係る経費 | <input type="checkbox"/> | 154,000円 | 154,000円 | 154,000円 | 154,000円 | 154,000円 |
| 合計       |  |             |                          | 154,000円 | 154,000円 | 154,000円 | 154,000円 | 154,000円 |
| うち団体本部経費 |  |             |                          | 0円       | 0円       | 0円       | 0円       | 0円       |

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書  
(横浜市本牧原地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

|                 |        | 令和8年度   | 令和9年度   | 令和10年度  | 令和11年度  | 令和12年度  |
|-----------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 正規<br>雇用<br>職員等 | 基礎単価   |         |         |         |         |         |
|                 | 配置予定人数 | 0.1250人 | 0.1250人 | 0.1250人 | 0.1250人 | 0.1250人 |

(2) 地域ケアプラザ所長以外

|                 |   | 令和8年度  | 令和9年度   | 令和10年度  | 令和11年度  | 令和12年度  |         |
|-----------------|---|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 正規<br>雇用<br>職員等 |   | 基礎単価   |         |         |         |         |         |
|                 |   | 配置予定人数 | 1.0000人 | 1.0000人 | 1.0000人 | 1.0000人 | 1.0000人 |
| 臨時<br>雇用<br>職員等 | ① | 基礎単価   |         |         |         |         |         |
|                 |   | 配置予定人数 | 5.0000人 | 5.0000人 | 5.0000人 | 5.0000人 | 5.0000人 |
|                 | ② | 基礎単価   | 0円      | 0円      | 0円      | 0円      | 0円      |
|                 |   | 配置予定人数 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 |
|                 | ③ | 基礎単価   | 0円      | 0円      | 0円      | 0円      | 0円      |
|                 |   | 配置予定人数 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 |

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

|                 |        | 令和8年度   | 令和9年度   | 令和10年度  | 令和11年度  | 令和12年度  |
|-----------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 正規<br>雇用<br>職員等 | 基礎単価   |         |         |         |         |         |
|                 | 配置予定人数 | 0.3750人 | 0.3750人 | 0.3750人 | 0.3750人 | 0.3750人 |

(2) 地域ケアプラザ所長以外

|                 |        | 令和8年度   | 令和9年度   | 令和10年度  | 令和11年度  | 令和12年度  |
|-----------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 正規<br>雇用<br>職員等 | 基礎単価   |         |         |         |         |         |
|                 | 配置予定人数 | 3.0000人 | 3.0000人 | 3.0000人 | 3.0000人 | 3.0000人 |
| 臨時<br>雇用<br>職員等 | ①      | 基礎単価    | 0円      | 0円      | 0円      | 0円      |
|                 |        | 配置予定人数  | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 |
|                 | ②      | 基礎単価    | 0円      | 0円      | 0円      | 0円      |
|                 |        | 配置予定人数  | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 |
|                 | ③      | 基礎単価    | 0円      | 0円      | 0円      | 0円      |
|                 |        | 配置予定人数  | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 |

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

|                 |        | 令和8年度   | 令和9年度   | 令和10年度  | 令和11年度  | 令和12年度  |
|-----------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 正規<br>雇用<br>職員等 | 基礎単価   |         |         |         |         |         |
|                 | 配置予定人数 | 1.0000人 | 1.0000人 | 1.0000人 | 1.0000人 | 1.0000人 |

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

|  |
|--|
|  |
|--|

収支予算書  
(横浜市本牧原地域ケアプラザ)

| 項目 |                  |                              | 令和8年度        | 令和9年度        | 令和10年度       | 令和11年度       | 令和12年度       |
|----|------------------|------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 収入 | 横浜市<br>支払<br>想定額 | 地域ケアプラザ<br>運営事業              | 25,344,000円  | 25,344,000円  | 25,344,000円  | 25,344,000円  | 25,344,000円  |
|    |                  | 地域包括支援<br>センター運営事業           | 27,372,000円  | 27,372,000円  | 27,372,000円  | 27,372,000円  | 27,372,000円  |
|    |                  | 生活支援<br>体制整備事業               | 6,185,000円   | 6,185,000円   | 6,185,000円   | 6,185,000円   | 6,185,000円   |
|    |                  | 一般介護予防<br>事業                 | 154,000円     | 154,000円     | 154,000円     | 154,000円     | 154,000円     |
|    |                  |                              | 59,055,000円  | 59,055,000円  | 59,055,000円  | 59,055,000円  | 59,055,000円  |
|    | 介護保険<br>事業収入     | 介護予防支援事業<br>・第1号介護予防支<br>援事業 | 16,624,356円  | 16,850,447円  | 17,079,613円  | 17,311,896円  | 17,547,338円  |
|    |                  | 居宅介護支援事業                     | 44,500,390円  | 45,105,595円  | 45,719,031円  | 46,340,810円  | 46,971,045円  |
|    |                  | 通所系<br>サービス事業                | 171,173,127円 | 173,501,082円 | 175,860,696円 | 178,252,402円 | 180,676,634円 |
|    |                  |                              | 232,297,873円 | 235,457,124円 | 238,659,340円 | 241,905,108円 | 245,195,017円 |
|    | その他収入            |                              | 0円           | 0円           | 0円           | 0円           | 0円           |
|    |                  | 291,352,873円                 | 294,512,124円 | 297,714,340円 | 300,960,108円 | 304,250,017円 |              |
| 支出 | 内訳               | 人件費                          | 187,977,116円 | 190,966,273円 | 193,563,414円 | 196,195,877円 | 198,864,141円 |
|    |                  | 事業費                          | 13,711,720円  | 13,898,199円  | 14,087,215円  | 14,278,801円  | 14,472,993円  |
|    |                  | 事務費                          | 43,739,166円  | 44,198,019円  | 44,663,112円  | 45,134,530円  | 45,612,360円  |
|    |                  | 管理費                          | 21,449,681円  | 21,741,397円  | 22,037,080円  | 22,336,784円  | 22,640,564円  |
|    |                  | その他                          | 0円           | 0円           | 0円           | 0円           | 0円           |
|    |                  |                              | 266,877,683円 | 270,803,888円 | 274,350,821円 | 277,945,992円 | 281,590,058円 |
|    |                  | うち団体本部経費                     | 10,000,000円  | 10,000,000円  | 10,000,000円  | 10,000,000円  | 10,000,000円  |
| 収支 |                  | 24,475,190円                  | 23,708,236円  | 23,363,519円  | 23,014,116円  | 22,659,959円  |              |

## 団体の概要

(令和6年12月27日現在)

|                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                |                |                |
|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------------|----------------|
| (ふりがな)<br>団体名                                | (    しやかいふくしほうじんよこはましふくしさーびすきょうかい    )<br>社会福祉法人横浜市福祉サービス協会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                |                |                |
| 共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                |                |                |
| (ふりがな)<br>名称                                 | (                                                          )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                |                |                |
| 所在地                                          | 〒220-0021    横浜市中区桜木町六丁目 31 番地                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                |                |                |
| 設立年月日                                        | 平成9年1月14日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                |                |                |
| 沿革                                           | 前身である財団法人横浜市ホームヘルプ協会（横浜市内外郭団体）は、昭和59年12月に設立され、横浜市の在宅福祉サービスを担い、先駆的に取り組んできました。平成9年1月に発展的に改組し、社会福祉法人横浜市福祉サービス協会を設立、横浜市の外郭団体から自立をしました。以降、老人ホームや地域ケアプラザの施設運営をはじめ、定期巡回や訪問看護ステーション、小規模多機能型居宅介護等にも取り組み、総合的な福祉サービスを目指した先進的な事業展開を続けています。令和6年12月には法人設立から40周年を迎えました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                |                |                |
| 事業内容等                                        | 当協会は訪問介護事業のほか、地域ケアプラザ（21館）や特別養護老人ホーム（5施設）の運営、高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業や訪問看護事業、小規模多機能型居宅介護事業、福祉用具貸与・販売事業等、ここ横浜の地でお客様である市民の皆様お一人ひとりの状況に真摯に向き合い、お客様の満足を第一に高品質なサービス提供を追求した事業を実施しております。実施している事業は以下の通りです。<br>①訪問介護    ②訪問看護    ③通所介護    ④短期入所生活介護    ⑤福祉用具貸与    ⑥特定福祉用具販売    ⑦認知症対応型通所介護    ⑧小規模多機能型居宅介護    ⑨定期巡回随時対応型訪問介護看護    ⑩夜間対応型訪問介護    ⑪地域密着型通所介護    ⑫居宅介護支援<br>⑬介護予防訪問看護    ⑭介護予防短期入所生活介護    ⑮介護予防福祉用具貸与    ⑯特定介護予防福祉用具販売    ⑰介護予防小規模多機能型居宅介護    ⑱第1号訪問事業    ⑲第1号通所事業    ⑳介護予防支援    ㉑介護老人福祉施設（老人ホーム）    ㉒居宅介護    ㉓重度訪問介護    ㉔移動支援    ㉕計画相談支援    ㉖在宅生活支援ホームヘルプ事業    ㉗地域ケアプラザの受託運営    ㉘養護老人ホームの受託運営    ㉙高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業    ㊀福祉用具・用品販売 |                |                |                |
| 財務状況<br>※直近3か年の事業年度分                         | 年度                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 令和3年度          | 令和4年度          | 令和5年度          |
|                                              | 総収入                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 13,235,866,425 | 13,532,507,859 | 13,712,032,341 |
|                                              | 総支出                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 13,056,105,675 | 13,306,223,095 | 13,433,525,138 |
|                                              | 当期収支差額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 179,760,750    | 226,284,764    | 278,507,203    |
|                                              | 次期繰越収支差額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 3,308,281,592  | 3,759,649,724  | 3,707,066,633  |

|       |                                                |  |
|-------|------------------------------------------------|--|
| 連絡担当者 | 【所 属】<br>【氏 名】<br>【電 話】<br>【F A X】<br>【E-mail】 |  |
| 特記事項  |                                                |  |